

KA^鹿UNO 5

広報かづの

ふるさとを誇り、未来を拓くまち

May_2026

No.1021

おはようございます！

元気いっぱい

春の声かけ運動一斉キャンペーン

鹿角市公式 LINE
友だち募集中!!



市役所電話番号簿

☎総務課 行政班 ☎30-0203

開庁時間：平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分

※休日・夜間の緊急時は、警備員室（☎30-0699）に連絡してください

◎市役所本庁舎 〒018-5292 花輪字荒田 4 番地 1

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
1 階	市民部	市民課 FAX22-2042	市民窓口班 ☎30-0221	戸籍届出、住民異動届出、印鑑登録、諸証明、埋火葬許可、パスポート、外国人登録 マイナンバーカード（☎30-0212） 国民年金（☎30-0223） ◎支所、市民サービス窓口 花輪支所 ☎30-0226 十和田支所 ☎30-0227 尾去沢支所 ☎30-0228 八幡平支所 ☎30-0229 大湯支所 ☎30-0230 市民サービス窓口 ☎22-2530 ※市民サービス窓口（いとく鹿角ショッピングセンター内）は、 平日：10 時 30 分～ 19 時、土日：9 時～ 17 時 30 分 毎月第 3 日曜日、祝日、振替休日、年末年始は休み
			国保医療班 ☎30-0222	国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療
		生活環境課 FAX22-2042	コミュニティ推進班 ☎30-0202	共働パートナー、自治会、集落支援員、男女共同参画、 人権擁護委員、行政相談委員、総合相談（消費生活センター ☎30-0258）
			環境推進班 ☎30-0224	交通安全、交通災害共済、防犯、環境衛生、墓地、クリーンアップ、 空き家対策
	税務課 FAX23-3884	課税班 ☎30-0213	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、 所得証明書・評価証明書など	
			収納管理室 ☎30-0215	納税、納税証明書、納税相談、税の口座振替
	建設部	都市整備課 FAX30-1130	計画管理班 ☎30-0261	公園管理、土地取引、都市計画、道路占用
			道路河川班 ☎30-0263	街灯、除雪、市道の整備、市道の維持管理
			建築住宅班 ☎30-0266	市営住宅、建築確認申請、住宅改修支援
		上下水道課 FAX30-1163	水道お客様センター ☎30-0273	上下水道料金の納付、開閉栓の申し込み
			管理班 ☎30-0275	下水道受益者負担金・農業集落排水受益者分担金の納付、 合併処理浄化槽
	工務班 ☎30-0270	上水道、公共下水道、農業集落排水に関する工事		
総務部	契約検査室 ☎30-0211 FAX30-0705	入札参加者の登録、入札・契約、主要事業の工事検査		
会計課 ☎30-0216		会計審査、支出		
2 階	総務部 FAX 30-1122	行政経営推進室 ☎30-0617		行政改革、公共施設等総合管理計画
		総務課	行政班 ☎30-0203	庁舎管理、公用車管理、情報公開、個人情報保護、ふるさと鹿角会
			職員班 ☎30-0206	職員研修、職員採用試験、職員の福利厚生
			秘書班 ☎30-0204	市長および副市長秘書
		危機管理室 ☎30-0299	防災、国民保護、自衛官募集、遭難対策	
		デジタル戦略・広報室 ☎30-0207		広報、統計調査、デジタル行政、電算処理、地域情報化
		政策企画課	かづのライフ班 ☎30-0208	結婚サポート、移住・定住の促進、関係人口（移住相談窓口 ☎30-1310）
			総合戦略室 ☎30-0201	企画調整、総合計画、政策研究所、広聴、広域行政、国際交流
		財政課	財政班 ☎30-0209	市の予算・財政
			管財地籍班 ☎30-0210	市有財産管理、地籍調査
監査委員事務局 ☎30-0282		決算審査、定期監査		
選挙管理委員会事務局 ☎30-0285 FAX30-1001		公職選挙		

◎市役所本庁舎 〒018-5292 花輪字荒田 4 番地 1

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
2 階	産業部 FAX 30-1515	農業振興課	経営強化対策班 ☎30-0241	農業振興、耕作放棄地対策、6次産業化、新規就農、認定農業者・担い手、農業農村支援機構、法人化支援
			ブランド作物推進班 ☎30-0243	稲作物、畜産・野菜・果樹・花き生産の振興
		農地林務課	農地・森林経営班 ☎30-0246	林業振興、農業農村整備、農業用施設整備、林道管理、森林管理
			鳥獣対策班 ☎30-0264	有害鳥獣対策
	商工振興課	商工班 ☎30-0250	中小企業支援、雇用・労働対策、企業誘致、起業支援、商店街の振興 ふるさと納税 (☎30-0205)	
		ゼロカーボン推進室 ☎30-0249	地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入・利活用	
	教育委員会事務局 FAX 30-1140	教育総務課	総務班 ☎30-0290	小・中学校等施設の維持管理・整備、奨学金
義務教育班 ☎30-0291			小・中学校の就学関係、学校保健、学校給食、通学区域	
教育政策班 ☎30-0686			高等教育との連携	
生涯学習課		社会教育班 ☎30-0292	生涯学習、社会教育、青少年健全育成	
スポーツ振興課 ☎30-0297		スポーツ振興、体育施設管理運営、各種スポーツ大会		
	インターハイ事務局 ☎30-1141	第76回全国高等学校スキー大会		
3 階	議会事務局 ☎30-0280 FAX30-1133		請願・陳情、議会広報、議会の傍聴	

◎農業総合支援センター 〒018-5292 花輪字荒田 4 番地 1

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
1 階	農業委員会事務局 ☎30-0283 FAX22-2810			農地の権利移動・転用、農業者年金、全国農業新聞

※農業農村支援機構（農地中間管理機構）(☎30-0244) は農業総合支援センター内にあります

◎福祉保健センター 〒018-5201 花輪字下花輪 50 番地

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
1 階	健康福祉部 FAX 30-1257	福祉課	地域福祉班 ☎30-0238	障がい者福祉、戦傷病者・戦没者遺族援護、民生委員・児童委員
			保護班 ☎30-0236	生活保護
		すこやか子育て課	こども家庭応援班 ☎30-0235	保育園、こども園、幼稚園、児童手当、ひとり親家庭支援、放課後児童クラブ
			健康づくり班 ☎30-0119	健康づくり、各種健（検）診、特定健診、特定保健指導、献血、予防接種、乳幼児健診、犬の登録
			こども家庭センター ☎22-6322	養育・家庭の相談 妊娠・出産について (☎30-0265)
		あんしん長寿課	高齢者支援班 ☎30-0234	介護保険、高齢者福祉
			介護予防班 ☎30-0103	介護予防、認知症対策、シルバーリハビリ体操
	地域医療推進室 ☎30-0262	医師確保対策、地域医療、在宅当番医		

◎文化の杜交流館 コモッセ 〒018-5201 花輪字八正寺 13 番地

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
1 階	教育委員会事務局	生涯学習課	芸術文化振興班 ☎30-0293	芸術文化、文化の杜交流館の管理運営

◎鹿角観光ふるさと館（あんとらあ） 〒018-5201 花輪字新田町 11 番地 4

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
2 階	観光戦略部 FAX 30-0268	観光交通課	観光振興班 ☎30-0248	観光振興、都市農村交流
			交通政策班 ☎30-0257	バス路線、観光アクセス対策
		文化財・世界遺産課 ☎30-0294	文化財の保護・利活用	

◎大湯ストーンサークル館（出土文化財管理センター） 〒018-5421 十和田大湯字万座 45 番地

階	部名	課室名	班名	担当する主な業務
1 階	観光戦略部	文化財・世界遺産課	大湯ストーンサークル館 ☎37-3822 FAX30-4300	大湯環状列石、埋蔵文化財



結婚に向けた ライフデザインを 応援します

政策企画課 かつのライフ班 ☎ 30-0208

詳しくは市ホームページを
ご覧ください。



new!

1 鹿角市若者出会いサポート補助金

インターネットマッチングサービス (マッチングアプリ) 利用料助成

■対象者

結婚を希望している 20～39 歳の未婚男性市民で、申請時点で市が指定するマッチングアプリを利用している人

■対象経費

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までに支払ったアプリ利用料金 (入会金は除く)

■補助額

対象経費の 1/2 (千円未満切り捨て、上限 2 万円)

2 あきた結婚支援センター入会登録料助成

入会登録料 (1 万円) を全額助成

入会登録料 (1 万円) を全額市が負担するため、自己負担はありません。

※更新時の登録料も全額助成します。

■結婚支援センターでの支援

会員登録制によるマッチング (お見合い)、
出会いイベントの情報提供 など

■入会方法

北センター (大館市) 窓口、またはオンライン申請

3 出会い創出事業補助金

出会いイベント開催費用を助成 上限 10 万円 (結婚サポーターは上限 20 万円)

■対象者

市内の団体または結婚サポーターに登録した個人

■対象事業

20 歳以上の独身男女が出会うイベント開催費用
(参加者のうち独身者が 10 人以上など要件有)

※会場費、講師・司会者費用、消耗品費などを補助
します。

4 結婚新生活支援事業

新婚世帯への住宅支援 上限 30 万円 (夫婦共に 29 歳以下の場合 60 万円)

■対象世帯 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに婚姻した夫婦のうち、次のすべてに該当する世帯

- ・夫婦共に市内に居住し、住民登録をしている
- ・婚姻時点で、夫婦共に 39 歳以下である
- ・世帯の合計所得が 500 万円未満

・夫婦ともに市が指定するオンライン講座を受講している
※その他要件あり

■対象経費

・住宅費 (住宅の購入費または建築費、賃料、敷金、礼金 (保証金などこれに類する費用を含む) など)

・リフォーム費用

※倉庫、車庫などの外構工事や家電購入費などは除く

・引っ越し費用 (引っ越し業者などへ支払った費用)

■補助額 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日に支払った対象経費の合計額

Town Topics

まちの話題

Topic

01 交通ルールの遵守とマナーの徹底を

春の全国交通安全運動

4月6日から始まった春の全国交通安全運動に伴い、市内各所で交通安全に関するイベントが開催されました。

運動期間に先駆けて3日に行われた交通安全宣誓式では、交通安全関係者や花輪にこにこ保育園の園児ら約100人が参加。園児たちは、声を合わせて元気に交通ルールに関する宣誓を行いました。

8日には、花輪定期市場でかつのチビッコ警察による街頭キャンペーンが行われ、警察官の制服に身を包んだ花輪さくら保育園の園児が、「交通安全に気をつけてください」などと来場者に呼び掛けながら、交通安全に関するチラシなどを配りました。

運動期間中には、交通安全に関するイベントが市内各所で行われ、交通安全に対する意識の啓発が図られました。



Topic

鹿角つながりカフェ

02 鹿角との関わり方を考える



本市の若者と首都圏に住む出身者をつなぐ「鹿角つながりカフェ」が3月22日に、花輪市民センターで行われ、首都圏と市内の若者など、約10人が参加しました。本市とこれからどのように関わりたいかなど意見交換をしたほか、出身者と笹本市長とのクロストークが行われ、鹿角への思いや将来像を見つめ直す交流の時間となりました。

Topic

市内小・中学校入学式

03 元気いっぱい新1年生



市内小・中学校の入学式が、4月7日から9日にかけて、各学校で行われました。十和田小学校では29人の新入生が入学し、在校生と保護者が見守る中、自分の名前が呼ばれると、元気よく返事をしていました。中村 聡校長は「いよいよ小学生として勉強や給食が始まります。交通事故に遭わないように元気に登校してきてください」と新入生を歓迎しました。

Topic 04 春の観光シーズン到来

八幡平アスピーテライン開通式

八幡平アスピーテラインの冬期間の通行止めが4月15日に解除され、およそ5カ月ぶりに開通しました。

当日は、八幡平ビジターセンターで開通式行われ、関係者約30人が参加しました。笹本市長は、「雪の回廊は鹿角の観光シーズンの幕開けとなるもの。ドラゴンアイや見頃の桜などを楽しむことができることから、国内外から多くの観光客が来ることを心待ちにしている」とあいさつしました。

開通後の午前10時にゲートが開けられ、ゲート前で待機していた車が次々と通っていきました。

9.5合目の「山頂駐車場」付近では、観光バスなどで訪れた団体客などでにぎわい、訪れた人は雪の壁を背に写真を撮ったり、眼前に広がる絶景を眺めたりしていました。



Topic 05 新入社員合同入社式 新社会人の門出

新入社員合同入社式



3月27日に、令和8年新入社員合同入社式が感動鹿角パークホテルで行われ、鹿角地域の12事業所に就職した24人の新入社員が出席しました。かづの商工会の大里会長は「皆さんの入社した企業や団体は、この地域にとってなくてはならない存在で、皆さんがその一翼を担うことになる。元気のある地域を一緒につくっていきましょう」と激励の言葉を送りました。

Topic 06 地域の交通安全を守る

交通指導隊観閲式



4月3日に、交通指導隊観閲式が交流センターで行われ、笹本市長と木川鹿角警察署長が交通指導隊13人の観閲を行いました。高橋安弘やすひろ隊長の指揮、号令のもと行われた観閲では、隊員たちが規律正しく動き、地域の交通安全を守るための強い意気込みが感じられました。

読者アンケート

広報かづのに対するご意見を募集しています。右の二次元コードから、お気軽にお寄せください。



Topic 07 林野火災を想定し、中継送水訓練

消防団火災想定訓練

春の火災予防運動が始まった4月5日に、消防団火災想定訓練が総合運動公園で行われました。

訓練は、火事の現場が水を引く場所から遠い山林という、林野火災を想定して行われ、川から約700m離れた放水箇所まで、約50本のホースを1本につなげ、放水を行いました。

訓練が始まると団員たちは、それぞれの持ち場に移動し、ポンプの準備を開始。置かれたホースの入ったかごを背負って走り、ホースをつなげて伸ばしていくと、訓練開始から約20分後に一番先のホースから水が飛び出し、火災現場に見立てた発煙筒に消防団員が狙いを定めて放水を行っていました。

運動期間中には、一斉啓蒙巡回や自治会での住民防火運動が市内各所で行われ、火災予防に対する意識の啓発が図られました。



Topic 08 田中 トシさんの百寿祝う

いつまでも、お元気で



田中トシさん（花輪）が満100歳の誕生日を迎えました。田中さんは、大正15年3月26日生まれ。普段は、計算ドリルや塗り絵をしながら過ごしています。好きな食べ物はスイーツや果物で、趣味は、ドライブに連れて行ってもらうことやウィンドショッピングです。長寿の秘訣は「好き嫌いなく、なんでもよく食べること」だそうです。

Topic 09 春の声かけ運動一斉キャンペーン あいさつでつなぐ朝

春の声かけ運動一斉キャンペーン



地域の見守り活動「声かけ運動」が今年度も始まりました。地域の大人たちが通学路に立ち、子どもたちとあいさつを交わしながら登校を見守る活動で、青少年育成鹿角市民会議の呼びかけで毎月5日に実施されています。地域の人たちに温かく見守られながら、子どもたちは元気に「おはようございます」とあいさつして登校していました。

令和7年度予算の執行状況

一般会計予算現額^{※1} 213億5,492万円

令和7年度予算の執行状況(令和8年3月31日現在)をお知らせします。
一般会計と特別会計は出納整理期間^{※2}がありますので、実際の決算額とは異なります。

※1) 当初予算に補正予算と前年度からの繰越予算を加減した総額。 ※2) 3月31日までに確定した債権債務について所定の手続きを完了し、現金の未収未払の整理を行うための期間(4月1日~5月31日)。☎ 財政課 財政班 ☎30-0209



歳入 (一般会計)

収入済額 183億9,430万円 (収入率 86.1%)

区分	予算現額	収入済額	収入率
地方交付税	87億8,795万円	87億8,795万円	100.0%
市 税	31億5,286万円	31億4,424万円	99.7%
国庫支出金	28億6,012万円	23億3,571万円	81.7%
県 支 出 金	12億1,911万円	7億3,108万円	60.0%
市 債	11億3,332万円	2億3,480万円	20.7%
繰 入 金	9億5,698万円	7,169万円	7.5%
諸 収 入	8億2,824万円	6億7,014万円	80.9%
地方消費税交付金	8億2,287万円	8億2,287万円	100.0%
繰 越 金	6億9,917万円	6億9,917万円	100.0%
地方譲与税	3億1,684万円	3億1,684万円	100.0%
寄 附 金	2億9,235万円	2億8,791万円	98.5%
そ の 他	2億8,511万円	2億9,190万円	102.4%

地方交付税、地方消費税交付金、地方譲与税は全額収入済みです。県支出金は、自立支援給付費負担金や福祉医療費補助金などが出納整理期間の収入となることや、農業用施設災害復旧事業補助金などが繰越事業分として次年度の収入になることにより収入率が低くなっています。

市債、繰入金も、出納整理期間で借入や繰入を行うため、収入率が低くなっています。

歳出 (一般会計)

支出済額 170億1,626万円 (執行率 79.7%)

区分	予算現額	支出済額	執行率
民 生 費	61億4,820万円	50億7,347万円	82.5%
総 務 費	38億9,594万円	24億5,082万円	62.9%
土 木 費	27億2,312万円	20億234万円	73.5%
教 育 費	23億6,199万円	18億4,856万円	78.3%
公 債 費	20億3,912万円	20億3,372万円	99.7%
衛 生 費	11億8,841万円	10億1,047万円	85.0%
農林水産業費	10億1,371万円	7億9,682万円	78.6%
消 防 費	8億8,636万円	8億7,477万円	98.7%
商 工 費	8億2,067万円	7億2,372万円	88.2%
議 会 費	1億7,696万円	1億7,298万円	97.8%
そ の 他	1億44万円	2,859万円	28.5%

公債費、消防費は、ほぼ執行済みです。なお、土木費の橋りょう長寿命化対策事業や教育費の小・中学校施設管理費などを繰り越し、次年度の支出となることから、執行率が低くなっています。このほか、総務費は出納整理期間での支出により、今後執行率が上がる見込みです。

人事異動

4月1日現在の市職員(課長級以上)の配置状況をお知らせします。

総務部 ▽総務部長 大里豊
 ▽総務部行政経営推進官兼行政経営推進室長 村木正幸
 総務部付部長待遇(鹿角広域行政組合派遣) 花ノ木正彦
 ▽総務部検査官兼契約検査室長 田口和宏 ▽総務部次長兼政策企画課長 成田匡 ▽総務課長 相川保 ▽総務課危機管理監 田原智明 ▽総務課政策監 兼物価高騰給付対策室長 工藤伸哉 ▽デジタル戦略・広報室長 館花新一 ▽政策企画

課政策監 畑澤正樹 ▽財政課長 奈良洋一 ▽財政課政策監 田村宏一
市民部 ▽市民部長 関本和人
 ▽市民課長 成田真紀 ▽市民課政策監 阿部美沙子 ▽生活環境課長 相馬天 ▽税務課長 黒澤昌基
健康福祉部 ▽健康福祉部長兼福祉事務所長 阿部正幸 ▽健康福祉部次長兼地域医療推進室長 井上真 ▽福祉課長 工藤千秋 ▽福祉課政策監 三ヶ田紀子 ▽

すこやか子育て課長 児玉愛子 ▽あんしん長寿課長 児玉充 ▽地域医療推進室政策監 村木芳
産業部 ▽産業部長 渡部裕之 ▽農業振興課長 成田靖浩 ▽農地林務課長 北方康博 ▽商工振興課長 成田仁文
観光戦略部 ▽観光戦略部長 金澤寛樹 ▽観光交通課長 黒沢書彦 ▽文化財・世界遺産課長 兼大湯ストーンサークル館長 佐藤寛

建設部 ▽建設部長 大森誠
 ▽都市整備課長 佐藤智紀 ▽上下水道課長 阿部卓也
会計 ▽会計管理者兼会計課長 佐藤千絵子
議会事務局 ▽議会事務局次長 守田敏子 ▽議会事務局次長 阿部敏祐
監査委員事務局 ▽監査委員事務局次長 成田文子
農業委員会事務局 ▽農業委員会事務局次長 山崎孝人
選挙管理委員会事務局 ▽選

挙管理委員会事務局次長 佐藤京子
教育委員会事務局 ▽教育部長 兼インターハイ事務局次長 黒澤香澄 ▽教育総務課長 似鳥映 ▽教育総務課学事指導管理監 阿部千鶴子 ▽生涯学習課長 黒澤香澄 ▽スポーツ振興課長 兼インターハイ事務局次長 古田渡

特別会計

区分	予算現額	収入済額(収入率)	支出済額(執行率)
国民健康保険事業	27億9,157万円	23億9,493万円(85.8%)	25億8,219万円(92.5%)
後期高齢者医療	5億556万円	5億110万円(99.1%)	4億4,244万円(87.5%)
介護保険事業	50億9,463万円	41億1,735万円(80.8%)	40億1,623万円(78.8%)

上水道事業会計

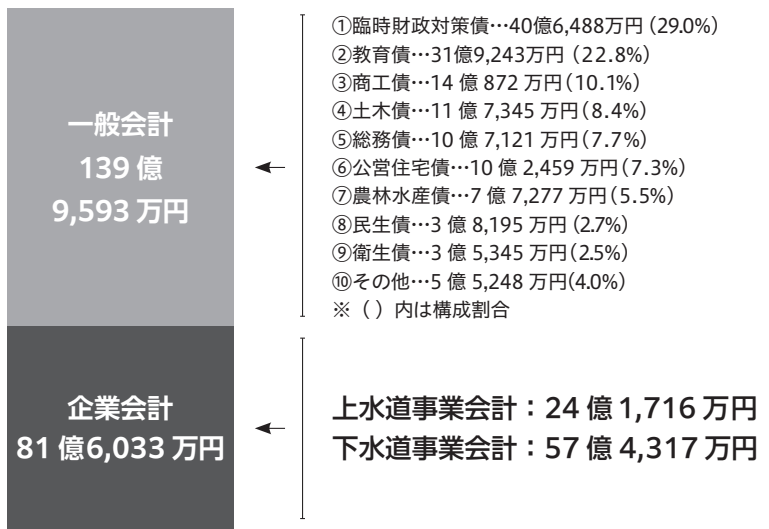
区分	収入予算額	収入済額(収入率)	支出予算額	支出済額(執行率)
収益的収支	6億6,773万円	6億8,111万円(102.0%)	6億9,557万円	6億6,695万円(95.9%)
資本的収支	2億5,830万円	1億4,883万円(57.6%)	4億9,041万円	3億8,474万円(78.5%)

下水道事業会計

区分	収入予算額	収入済額(収入率)	支出予算額	支出済額(執行率)
収益的収支	8億7,742万円	8億6,457万円(98.5%)	8億7,742万円	8億5,747万円(97.7%)
資本的収支	5億6,236万円	5億984万円(90.7%)	7億9,820万円	7億5,091万円(94.1%)

公債残高

令和7年度の元金償還額は、一般会計で19億7,335万円、企業会計では7億9,602万円であり、公債残高は令和7年3月31日現在と比較し、一般会計では6億3,537万円の減、企業会計では3億4,292万円の減となりました。公債残高の総額は221億5,626万円です。



市税に関する お知らせ

問課税に関すること 税務課 課税班 ☎ 30-0213 / 納税に関すること 税務課 収納管理室 ☎ 30-0215

納付方法

■納付書（eL-QR 対応）

納付書裏面に記載の市内金融機関などのほか、全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関の窓口で納付できます。対応する金融機関や取り扱い開始時期の詳細は、[eLTAX・共通納税対応金融機関](#)をご確認ください。



■口座振替

納め忘れを防ぐ便利な納付方法です。金融機関の窓口またはインターネットで申し込みできます。詳細は、市ホームページの[口座振替の方法](#)についてをご確認ください。



■スマートフォンやパソコンで納付

納付書にあるバーコードを読み取り、スマートフォン決済アプリ（PayPay、d払い、au Pay、楽天ペイなど）で納付できます。各種アプリのダウンロードや納付方法についての詳細は、市ホームページの[納付方法](#)についてをご確認ください。



また、eL-QRが印刷された納付書を利用して、クレジットカードやインターネットバンキングなどで納付できます。事前登録や手数料が発生する場合があります。詳細は、[地方税お支払いサイト](#)をご確認ください。



市・県民税の年金からの特別徴収（年金天引き）

令和8年4月1日現在、65歳以上で、一定の要件に該当する人は、今年の10月支給分の年金から特別徴収されます。6月に送付する納税通知書でご確認ください。

固定資産税

納税通知書と課税明細書をご覧いただき、次の3点についてご確認ください。不明な点は税務課課税班までお問い合わせください。

①土地の地目

・記載されている地目が現在の利用状況と異なっていないか。

②家屋の棟数（増築・減失）

・所有する家屋の棟数や内容が、正しく記載されているか。

※家屋の増築があった場合は、同一の家屋でも建築年ごとに記載されています。

※取り壊しなどにより、すでに存在しない家屋であっても、報告していない場合は

記載されていることがありますので、お知らせください。

③所有者・納税義務者

・相続などで所有者や納税義務者に変更はないか。

※固定資産税の納税義務者は、固定資産の所有者ですが、所有者が死亡している場合は相続人などが納税義務者となりますので、お知らせください。

固定資産税の減免

次の要件のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。

※申請が必要です。

①生活保護受給者が所有する固定資産、または収入や資産の状況が生活保護基準以下の世帯の人が所有する自己の居住用固定資産。

②災害や火災などにより著しく価値を減じた固定資産。

※令和8年1月以降の大雪による被害も減免の対象になる場合があります。

③公益のために直接占用する固定資産。

市・県民税の申告はお済みですか

申告結果は、国民健康保険税や介護保険料などの算定のほか、高額療養費など各種給付の判定の基礎となります。また、税証明書の発行や各種手続きにも影響がありますので、申告は必ず行いましょう。令和7年1月から12月までに収入がなかった人も、申告が必要です。なお、所得税の確定申告は税務署でお願いします。(事前に電話予約が必要です。)

■所得証明書などの発行

令和8年度(令和7年分)の所得証明書などの発行開始は、6月上旬の予定です。

■申告内容が反映される各種制度など

制度など	申告をしていない場合
国民健康保険	①国民健康保険税の軽減制度が適用されない ②高額療養費などの保険給付が正しく適用されない ③入院時食事代の一部減額が該当しない
国民年金	免除および納付猶予申請、学生納付特例の申請ができない
介護保険	①保険料が正しく算定されない ②高額介護サービス費などの保険給付が正しく適用されない ③施設入所時食事代や居住費の一部減額が該当しない
後期高齢者医療保険	保険料の軽減制度が適用されない
その他窓口サービス	所得証明・課税証明などが発行できない

軽自動車税の減免申請

減免は毎年申請が必要です。今年度の申請期限は5月25日^①です。

■対象となる車両

- ①その年の4月1日現在で、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人が所有している車両。
- ②18歳未満で身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人を常時介護する人が所有する車両。

①・②に共通する注意事項

- ※運転する方が家族であっても減免を受けることができます。
- ※減免を受けることができる車両は、普通自動車も含め1人につき1台です。
- ※障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。

- ③軽自動車の構造が、介護などに使用されると認められる車両。

■必要なもの

- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- 納税通知書、運転免許証、車検証
 - ※マイナ免許証を使用する場合は、ご自身のスマートフォンに「マイナ免許証読み取りアプリ」をインストールするなどして、運転免許情報を提示してください。
 - ※電子車検証化された車両は、電子車検証および自動車検査証記録事項

農耕作業用車・ 小型特殊自動車の ナンバープレート取得

農耕作業用車・小型特殊自動車を所有している人は、公道走行の有無にかかわらず、税務課窓口または各支所でナンバープレート取得の手続きが必要です。

■農耕作業用車

トラクター・コンバインなど

■小型特殊自動車

ホイールローダー・フォークリフト・乗用モア など

納税通知書発送時期と納期限

納税通知書の種別	納税通知書の発送時期	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
市・県民税	6月上旬		1期		2期		3期			4期	
固定資産税	5月上旬	1期		2期					3期		4期
軽自動車税	5月上旬	全期									
国民健康保険税	7月中旬			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限(口座振替日)		6月1日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日	11月30日	12月25日	2月1日	3月1日

※期限内の納付をお願いします。万が一、災害や病気、失業などの特別な事情により、期限までに納付が困難な場合は、分割納付や納める時期を遅らせる対応のほか、事情に応じて税金を減らす制度もありますので、お早めにご相談ください。



自分たちの**アイデア**で鹿角を面白くしませんか？

若者議会検討委員会の 委員を募集します

本市では、若者が地域課題に関わり、共にまちづくりについて考え、成長しながら活躍できる環境をつくるため、令和9年度から「若者議会」を開始します。

これから立ち上げる「若者議会」をどのようなルールで運営し、どんな風に鹿角の未来を変えていくのか――。その設計図を描くのが、若者議会検討委員会です。

「鹿角が好き」「もっとこうなったらいいのに」というあなたの気持ちを、一緒にカタチにしてみませんか。

■**募集人数** 15人以内（応募者多数の場合は選考。鹿角高等学校推薦枠5人を含む）

■**応募条件** 市内に在住・在勤・在学している平成14年4月2日～平成23年4月1日生まれの人（令和8年度中に16歳～24歳になる人）

■**任期** 6月（予定）～令和9年3月

※会議は、年10回程度で夕方に開催予定です。8月に、宿泊を伴う先進地視察を予定しています。

■**委員報酬** 会議1回あたり謝金、交通費、夕食を支給

■**応募方法** 問い合わせ窓口および各市民センターに設置している応募用紙に必要事項を記入し、郵送またはFAX、メール、持参のいずれかにより生涯学習課まで提出してください。

※応募用紙は、市ホームページからダウンロードができます。

■**応募締切** 5月31日㊦

そのほか、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

㊦生涯学習課 社会教育班

☎ 30-0292 FAX30-1140

E-mail : gakushu@city.kazuno.lg.jp



若者議会キックオフミーティングのお知らせ

若者議会検討委員会のスタートにあたり、キックオフミーティングを開催します。申込不要でどなたでも参加できますので、興味のある人はお気軽にお越しください。

■**日時** 5月17日㊦ 10時～

■**場所** 花輪市民センター 講堂（コモッセ内）

■**内容** 先進地（愛知県新城市）の若者議会関係者による事例発表および市長とのパネルディスカッション



子ども・子育て支援金制度が始まります

「子ども・子育て支援金制度」は、子どもや子育て世帯を社会全体で支える新しい仕組みで、全ての世代に支援金を負担いただくことで、子育て支援施策の拡充に充てられるものです。

支援金は、加入する医療保険の保険料と併せて納付していただくこととなります。納付が始まる時期は、それぞれの医療保険者にお問い合わせください。

子ども・子育て支援金制度に関するお問い合わせは、こども家庭庁コールセンターで受け付けています。

- 問 子ども・子育て支援金制度に関すること
こども家庭庁コールセンター ☎ 0120-303-272
- 問 国民健康保険に関すること
市民課 国保医療班 ☎ 30-0222
- 問 国民健康保険税に関すること
税務課 課税班 ☎ 30-0213
- 問 後期高齢者医療保険に関すること
秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎ 018-853-7155

子ども・子育て支援金の使い道

支援金は、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるため、6つの子育て施策の拡充に充てられます。

児童手当の拡充	妊婦のための支援給付
育児時短就業給付	育児期間中の国民年金保険料免除
出生後休業支援給付	こども誰でも通園制度

国民健康保険税の子ども・子育て支援金の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険税額} \\ \hline \text{3万円が上限} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{1,100円} \\ \hline \text{(被保険者1人当たり)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{平等割額} \\ \hline \text{700円} \\ \hline \text{(1世帯当たり)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{18歳以上均等割額*} \\ \hline \text{35円} \\ \hline \text{(18歳以上の被保険者1人当たり)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等 - 43万円(基礎控除額))} \\ \hline \text{× 所得割率 0.32\%} \\ \hline \end{array}$$

※ 18歳未満の均等割 10割軽減分を、18歳以上の被保険者数に応じてあん分し課税します。

後期高齢者医療保険の子ども・子育て支援金の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{21,000円が上限} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{1,350円} \\ \hline \text{(被保険者1人当たり)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等 - 43万円(基礎控除額))} \\ \hline \text{× 所得割率 0.25\%} \\ \hline \end{array}$$

後期高齢者医療保険の子ども・子育て支援金の所得に応じた均等割軽減

世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計額が下記金額以下の世帯	軽減割合
43万円 + (給与・年金所得者等*の数 - 1) × 10万円	7割
43万円 + (給与・年金所得者等*の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 世帯の被保険者数	5割
43万円 + (給与・年金所得者等*の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 世帯の被保険者数	2割

※以下のいずれかを満たす人

- ・一定の給与所得者（給与収入55万円超）
- ・公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超）

後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険料について

秋田県後期高齢者医療広域連合が 2 年ごとに保険料率の見直しを行い、決定した保険料率に基づいて、本市が保険料の通知や納付書を送付しています。

医療費が急増していることから、保険料の負担も年々増加している状況にあります。健康で安心な医療制度を維持していくため、ご理解とご協力をお願いします。

なお、保険料率改定について詳しくは、秋田県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

☎秋田県後期高齢者医療広域連合 ☎ 018-853-7155

後期高齢者医療制度の対象者

- ・ 75 歳以上の人（75 歳以上の誕生日から自動的に加入）
- ・ 65 歳以上 75 歳未満で一定の障がいがある人
（市区町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入）

- ・ 「一定の障がいがある」とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が 1～3 級と、4 級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が 1～2 級、療育手帳に記載された障がいの等級が A 判定の人などです。
- ・ 一定の障がいに該当する人の加入（障がいの認定の申請）は任意です。障がいの認定は、いつでも申請、撤回することができます。ただし、過去にさかのぼってすることはできません。
- ・ 生活保護受給者と、外国人で在留期間が 3 カ月未満などの場合は対象になりません。

後期高齢者医療保険料の納付方法

75 歳になったときや県外から転入で新たに後期高齢者医療保険へ加入した人は、初めは普通徴収（口座振替または納付書）での納付になります。一定期間後、該当者は自動的に特別徴収（年金から引き去り）に切り替わります。

特別徴収の人

年金からの引き去りで保険料を納めていただきます。対象者は、自動的に特別徴収になりますので、申請は不要です。

ただし、年度途中で資格を取得した場合や、年金の額によっては、普通徴収での納付になります。

普通徴収の人

口座振替または納付書で保険料を納めていただきます。

後期高齢者医療保険料の算定方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料} \\ \hline \text{85 万円が上限} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{55,996 円} \\ \hline \text{(被保険者 1 人当たり)} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(総所得金額等 - 43 万円 (基礎控除額))} \\ \hline \text{× 所得割率 9.73\%} \\ \hline \end{array}$$

後期高齢者医療保険料の所得に応じた均等割軽減

世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計額が下記金額以下の世帯	軽減割合
43 万円 + (給与・年金所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円	7.2 割 <small>※令和 8・9 年度の特例割合</small>
43 万円 + (給与・年金所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 31 万円 × 世帯の被保険者数	5 割
43 万円 + (給与・年金所得者等 [※] の数 - 1) × 10 万円 + 57 万円 × 世帯の被保険者数	2 割

※以下のいずれかを満たす人

- ・ 一定の給与所得者（給与収入 55 万円超）
- ・ 公的年金等に係る所得を有する人（公的年金等の収入金額が、65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超）

ニホンカモシカに近づかないで

近年、市内各地でニホンカモシカの目撃情報が多く寄せられています。ニホンカモシカは基本的小おとなしい動物ですが、警戒心が強いので、大声など大きな音で刺激すると、突進や角で攻撃してきます。目撃しても近づかないようにしましょう。

また、カモシカが死亡しているときなどは、さまざまな病原菌を持っている可能性がありますので、問い合わせ先までご連絡ください。

☎文化財・世界遺産課 ☎ 30-0294

山菜採りなどによる遭難に注意

毎年、山菜採りなどによる遭難が発生しています。「山に入り慣れているから大丈夫」という過信は事故のもとです。次のことを心がけて遭難事故を防ぎましょう。

○山菜採りの心得 五か条

1. 入山は、場所、帰宅予定時刻を告げてから
2. 入山前に自分の位置を確認し、目標物を定めて
3. 時間を決め、早めに下山する
4. 単独行動はできるだけ避ける
5. マナーを守り、ごみは必ず持ち帰る

○入山の自粛について

クマによる人身事故を防ぐことを目的に、今年も十和田高原地区と八幡平地区（仙北市との境界付近）への山菜採りを目的とした入山禁止措置を実施します。ご理解とご協力をお願いします。

☎総務課 危機管理室 ☎ 30-0299
鹿角警察署 ☎ 23-3321

学校管理下（保育中含む）のけがはマル福の対象外です

学校管理下（保育中含む）における負傷または疾病などにかかる医療費は、（独）日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。そのため、福祉医療費受給者証（マル福）は利用できませんので、ご注意ください。

詳しくは、各学校の担当者にお問い合わせください。

☎市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

お知らせ

経済センサスー活動調査にご協力ください

総務省と経済産業省では6月1日を基準日として、「経済センサスー活動調査」を実施します。

この調査は令和6年に実施した「経済センサスー基礎調査」や令和3年に実施した「経済センサスー活動調査」を基に、事業所や企業の情報を活用して、売上高や経理項目などの調査を行うものですので、ご理解・ご協力をお願いします。

○調査対象 全国すべての事業所および企業

○調査方法

- ・4月中に郵送でインターネット回答用の調査書類が届いた事業所については、「インターネット回答利用ガイド」などをご覧の上、インターネットでご回答ください。
- ・新たに開設した事業所やインターネット回答が未回答の事業所には5月中に調査員が訪問し、調査票を配付しますので、インターネット回答または紙の調査票の提出にてご回答ください。
- ・支店などを有する事業所については本社宛てにインターネット回答用の調査書類が郵送されます。本社が支店分も一括してインターネットでご回答ください。

☎デジタル戦略・広報室 ☎ 30-0207

国民健康保険の医療費通知の送付スケジュールを変更します

奇数月に送付していた国民健康保険の医療費通知を年2回の送付に変更します。

○変更後の送付スケジュール

診療月1月～10月 → 令和9年1月
11月～12月 → 令和9年2月

☎市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

福祉医療費（マル福）や自立支援医療制度などの受給者証をお持ちの人へ

医療機関、薬局などでマイナ保険証を利用する場合は、これまでどおり、福祉医療費（マル福）や自立支援医療制度などの受給者証の提示が必要です。忘れずにお持ちください。

☎市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

がん検診などの予約・申込受付中

予約・申し込みが必要な検診がありますので、希望する人は忘れずに予約や申し込みをしましょう。

検診の対象や日時などの詳細は、広報4月号と一緒に配布した「令和8年度健康づくりガイド」、または市ホームページをご確認ください。

※申し込みの締め切りは、各検診によって異なりますので、ご注意ください。

○予約が必要な検診

・子宮がん、乳がん検診

※検診日程などを変更しました。詳しくは、二次元コードからご確認ください。

・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

○申し込みが必要な検診

・胃・大腸がん検診（令和7年度に受診していない人）

・骨粗しょう症検診

○申込方法

①WEB 右の二次元コードを読み取り、必要事項を入力してください。

②電話 ☎ 30-0119 平日8時30分～17時15分（水曜日は19時まで）

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119



子宮がん検診・乳がん検診



その他の検診

子育て応援リユース事業

家庭で不要になった学校制服・学用品や指定ジャージなどを回収し、必要な人に無料で提供します。リユース品の回収ボックスを設置していますので、ご家庭で眠っている学用品などがありましたら、ぜひご提供ください。

※回収ボックスは、福祉保健センター入口に常設しています。

○受付時間 平日9時～20時、土曜日9時～16時

※日曜祝日は、福祉保健センターを閉館しています。

○回収するもの 学校指定のジャージ、通学カバン／制服（旧高等学校の制服は回収しません）／ネクタイ、スカーフ、ボタン類／柔道着（体育の授業で使用するもの）／校章、組章／彫刻刀セット、習字セット、絵の具セット／辞典、電子辞書

※回収したものは5月16日㊤に提供予定です。

☎ すこやか子育て課 こども家庭応援班

☎ 30-0235

NPO 法人子どもコンシェルジュ

☎ 080-8223-3036

5月の狂犬病予防接種のお知らせ

狂犬病は、犬だけの病気と考えられがちですが、全てのほ乳類に感染し、発症するとほぼ100%の確率で死に至る病気です。愛犬と家族や社会を守るためにも、狂犬病予防注射を受けましょう。

○日にち・獣医、時間、場所

日にち・獣医	時間	場所
24日㊤ かなざわ動物クリニック	9時～9時25分	大湯支所前
	9時40分～9時55分	錦木地区市民センター前
	10時20分～10時35分	尾去沢市民センター前
	10時50分～11時35分	福祉保健センター南側入口
31日㊤ かとうスウインクリニック	8時50分～9時05分	下草木研修集会施設前 ※草城会館（中草木）は実施しません
	9時15分～9時40分	柴平地域活動センター前
	9時50分～10時05分	東町分館前
	10時15分～10時40分	乳牛自治会館前
	10時45分～11時05分	交流センター前
	11時15分～11時35分	久保田自治会館前

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119

ふれあいサロン

ふれあいパートナー（傾聴ボランティア）と、ゆっくりお話ができる場所です。予約不要で、どなたでも無料で利用できますので、お気軽にお越しください。

関善賑わい屋敷

○開催日 4月～12月の8、18、28日

※8月18日㊤、12月28日㊤は休み

○時間 9時～11時

文化の杜交流館コモッセ こもれび広場

○開催日 令和9年1月18日㊤、2月8日㊤、3月18日㊤

○時間 9時30分～11時

☎ すこやか子育て課 健康づくり班 ☎ 30-0119

花輪図書館 イベント情報

第4回サンショウウオ属観察会

「かづのしにくらすみずべのじゅうみん～サンショウウオかんさつかい!～」

- 日時 5月5日(火) 14時～16時
- 場所 花輪市民センター 講堂(コモッセ内)
- 定員 20人(要申込・先着順)
- 申込方法 右の二次元コードからお申し込みください。
- 申込締切 5月2日(土)
- 主催 日本サンショウウオ属と人の会 東北支部 自然観察部門



古文書読み方講座

- 日時 5月21日(水) 13時30分～15時
 - 場所 花輪市民センター 会議室1(コモッセ内)
 - 講師 佐藤 和子^{かずこ}氏
 - 内容 内藤調一^{ちよういち}「出陣日記」(慶応4年頃)、「御歳御規式●●」(文化7年)
- ※「●●」は、古文書資料で書名が欠落している箇所です。

臨時休館のお知らせ

特別整理期間のため、臨時休館します。

- 期間 5月25日(月)～6月1日(日)

☎花輪図書館 ☎ 23-4471

おとなの書道講座
～内藤湖南を目指しましょう～

- 日時 5月16日(土) 10時～12時
 - 講師 西文雄^{ふみお}氏
 - 定員 10人(要申込・先着順)
- ※道具は先人顕彰館で用意します(持参も可)。
- ☎先人顕彰館 ☎ 35-5250

郷土を語る会

- 日時 5月15日(金) 14時～16時
 - 場所 十和田市民センター ホール
 - 講師 金沢文三^{ぶんぞう}氏
 - 内容 松浦武四郎の鹿角街道をゆく(二)
- ☎十和田図書館 ☎ 35-3239

催し・イベント

シルバーリハビリ体操3級指導士養成講習会

シルバーリハビリ体操指導士は、体操を通して地域を元気にするために活動しています。体操に関わる身体の仕組みや体操を、気軽に楽しく学んでみませんか。

- 日時 6月8日(月)、11日(水)、18日(水)、22日(月)、25日(水)
10時～16時(各日共通)
 - 場所 福祉保健センター
 - 対象 全日程を受講できる人で、地域で体操普及のボランティア活動ができる人
 - 申込方法 問い合わせ先や各市民センター窓口
に設置している申込書を問い合わせ先に提出するか、右の二次元コード
または電話でお申し込みください。
 - 申込期限 6月1日(日)
- ☎あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103



大湯ストーンサークル館 イベント情報

展示ホールの無料開放

こどもの日に合わせ、展示ホールを無料開放します。

- 日時 5月5日(火) 9時～18時
- JOMO ラボ「クルミの樹皮採取と染め体験」

- 日時 5月17日(日)
 - ① 10時～12時 樹皮採取
 - ② 13時～15時30分 染め体験
- 場所 ①大湯環状列石周辺、②縄文工房
- 定員 各10人(要申込)
- 参加費 ①は無料、②は700円

ガイド入門講座

- 日時 5月23日(土) 13時30分～15時30分
 - 場所 縄文工房
 - 講師 大湯ストーンサークル館学芸員、大湯SCの会会員
 - 定員 10人(要申込)
 - 内容 基礎講座、大湯ストーンサークル館展示ホール・遺跡案内のデモンストラーション
- ☎大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822

5月の健康運動教室

無料で参加できます。前日までに、市民課国保医療班（☎30-0222）または二次元コードから申し込みください。どの教室に参加する場合でも、水分補給の飲料を忘れずにお持ちください。日程や場所が変更になる場合は、申請者に個別に連絡します。



申し込みはこちら

- ココから体操教室（華美会）
8日（金）10時～／十和田市民センター／運動ぐつ
- ゆったりヨガ教室（ゆったりヨガサークル）
8日（金）10時15分～／花輪市民センター（コモッセ内）／ヨガマットまたは大判バスタオル
- スローエアロビクス教室（ヘルスデザインクラブ）
13日（水）10時～／花輪市民センター（コモッセ内）／運動ぐつ
- フィットネス教室（ウインブルスポーツクラブ）ストレッチポール
14日（水）19時～／福祉保健センター／タオル、ヨガマットまたは大判バスタオル
- ストレッチポール教室（さんさんレディースクラブ）
18日（日）10時～／十和田市民センター／運動ぐつ、①ストレッチポール、②ヨガマット
※①②は有料で貸出可
- 浅利ゆみ先生の健康体操教室（スマイル教室）
26日（水）13時30分～／福祉保健センター
- ちょ筋ストレッチ教室（ホリデーサークル）
31日（日）10時～／福祉プラザ／ヨガマットまたは大判バスタオル

無料託児を利用する場合 4日前までに子ども未来センター（☎30-0855）へ申し込みください。

5月の認知症カフェ（9時30分～12時30分）

名称・連絡先	日にち	場所
オレンジカフェ しゃべり～な ☎30-0103	1日（金）	文化の文化交流館 コモッセこもれば広場 ※6月5日（金）も実施
	15日（金）	谷内地区市民センター
ユニバーサルカフェ YUTORI ☎37-2088	11日（月）	大湯温泉保養センター 湯都里
どまっこカフェ ☎25-8264	14日（水）	多世代交流スペース どまっこ
いこいカフェ ☎32-3330	20日（水）	いこいの里 ※10時30分～12時
ぶら～っとカフェ ☎23-2165	21日（水）	社会福祉協議会
みんなのカフェ モモちゃんカフェ せきがみ ☎35-5556	21日（水）	デイサービスみしょうえん ※13時30分～16時30分

※老若男女どなたでも無料で参加できます。
☎あんしん長寿課 介護予防班 ☎30-0103

5月の認知症サポーター養成講座

場所	日にち	時間
十和田市民センター 視聴覚室	11日（月）	13時30分～15時
花輪市民センター 研修室（コモッセ内）	16日（土）	10時～11時30分

※参加費無料、申込不要です。受講者には「認知症サポーターカード」をお渡しします。
☎あんしん長寿課 介護予防班 ☎30-0103

5月のシルリハ体操教室（13時30分～14時30分）

日にち	場所
1日（金）、15日（金）	大湯温泉保養センター 湯都里
4日（月）、21日（水）	尾去沢市民センター
7日（水）、20日（水）	福祉保健センター
8日（金）	錦木地区市民センター
12日（水）、26日（水）	十和田市民センター
14日（水）、28日（水）	八幡平市民センター
22日（金）	柴平地域活動センター（14時～15時）
26日（水）	文化の文化交流館コモッセ（10時～11時）

※水分補給用の飲み物をご準備ください。
☎あんしん長寿課 介護予防班 ☎30-0103

5月の献血車訪問

日にち	受付時間	場所
15日（金）	9時～11時30分、 13時～15時30分	鹿角市役所
28日（水）	9時～10時	（株）ミートランド
	12時～13時	（株）柳澤鉄工所
	14時～16時30分	かづの厚生病院

※400㍗以上献血にご協力をお願いします。
☎すこやか子育て課 健康づくり班 ☎30-0119

介護保険制度説明会

介護保険制度の説明会を行いますので、興味のある人は、ぜひご参加ください。申し込みは不要で、どなたでも参加できます。

- 日時 5月20日（水）10時～
- 場所 福祉保健センター 2階 会議室
- ☎あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎30-0234

乳幼児の健診カレンダー
(場所：福祉保健センター)



日にち	内容	対象	受付開始
8日(金)	乳児相談 (8～10か月児)	令和7年7・8月生	9時45分
12日(火)	乳児相談 (4～5か月児)	令和7年12月生	
15日(金)	3歳児健診	令和4年12月1日～ 令和5年1月25日生	12時40分
28日(木)	1歳6か月児健診	令和6年8月28日～ 9月23日生	
	3～4か月児健診	令和8年1月1日～ 2月15日生	13時30分

※体調不良や5月の参加が難しい場合は、ご連絡ください。

☎すこやか子育て課 健康づくり班 ☎30-0119

5月の声かけ運動

登校中の子どもたちに、「おはよう」や「気を付けてね」などの声かけをお願いします。各地域の通学時間などに合わせてご協力ください。

○日時 7日(木) 7時15分～8時

催し・イベント

児童センター イベント情報

児せ de チャレンジ「チャレンジ the MUSIC」

- 日にち 5月16日(土)
- 時間 10時～12時
- 場所 児童センター(福祉プラザ内)
- 講師 柳沢 蘭氏(ピアノ演奏者)
- 対象 市内小・中・高校生
- 定員 50人(要申込)
- 参加費 200円

元気 MORIMORI 食堂

- 日にち 5月24日(日)
- 時間 11時30分～14時
- 場所 児童センター(福祉プラザ内)
- 対象 市内小・中・高校生
- 参加費 無料

☎児童センター ☎23-7180、23-7023

子ども未来センター イベント情報

Caféの日

- 日時 5月7日(木) 9時～17時
- 場所 子ども未来センター(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族

あのねの日(保健師・助産師)

- 日時 5月7日(木) 10時～12時
(受付11時まで)
- 場所 子ども未来センター、
花輪市民センター 和室(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族

○定員 当日先着20組(申込不要)

※助産師への相談は、先着10組です。

○持ち物 母子手帳、バスタオル

奏 & YOMUYOMU & PYONPYON の日

- 日時 5月14日(木) 10時30分～11時30分
- 場所 花輪市民センター 和室(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族

ぺたぺた&ぱぱといっしょ♪

- 日時 5月23日(土) 10時30分～11時30分
- 場所 花輪市民センター 講堂(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族

はぴはぴば～すでい

4・5月生まれのお友達と10・11月生まれのお友達とのお誕生会をします。

- 日時 5月26日(火) 11時～
- 場所 子ども未来センター(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族
- 参加費 無料(申込不要)

**NP講座「Syabell(しゃべ～る)～話すことで
見つかる私らしい子育て～」**

- 日時 5月27日(水)～7月8日(木) (全7回)
10時30分～12時
- 場所 子ども未来センター(コモッセ内)
- 対象 市内の子育て中の母親
- 定員 10人(要申込・先着順)

※無料託児あり(要申込・事前会員登録が必要)

あかちやいくるの日

- 日時 5月28日(木) 9時～18時
- 場所 子ども未来センター(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族

MOGUMOGUの日

- 日時 5月28日(木) 10時30分～11時30分
- 場所 花輪市民センター 和室・調理室(コモッセ内)
- 対象 市内未就学児とその家族
- 定員 親子16組(要申込)

☎子ども未来センター ☎30-0855

在宅当番医

- 5/1 金 いけがみクリニック ☎ 30-0111
- 2 土 福永医院 ☎ 35-3117
- 3 日 大湯リハビリ温泉病院 ☎ 37-3511
- 4 月 鹿角中央病院 ☎ 23-4131
- 5 火 大湯リハビリ温泉病院 ☎ 37-3511
- 6 水 なかのクリニック ☎ 22-7335
- 7 木 小坂町診療所 ☎ 29-5500
- 8 金 三ヶ田医院 ☎ 31-1231
- 9 土 福永医院 ☎ 35-3117
- 10 日 かつの厚生病院 ☎ 23-2111
- 11 月 小坂町診療所 ☎ 29-5500
- 12 火 なかのクリニック ☎ 22-7335
- 13 水 三ヶ田医院 ☎ 31-1231
- 14 木 鹿角中央病院 ☎ 23-4131
- 15 金 かつのファミリークリニック ☎ 22-6080
- 16 土 いけがみクリニック ☎ 30-0111
- 17 日 小坂町診療所 ☎ 29-5500
- 18 月 なかのクリニック ☎ 22-7335
- 19 火 鹿角中央病院 ☎ 23-4131
- 20 水 大湯リハビリ温泉病院 ☎ 37-3511
- 21 木 三ヶ田医院 ☎ 31-1231
- 22 金 福永医院 ☎ 35-3117
- 23 土 かつのファミリークリニック ☎ 22-6080
- 24 日 かつの厚生病院 ☎ 23-2111
- 25 月 大湯リハビリ温泉病院 ☎ 37-3511
- 26 火 鹿角中央病院 ☎ 23-4131
- 27 水 かつのファミリークリニック ☎ 22-6080
- 28 木 大湯リハビリ温泉病院 ☎ 37-3511
- 29 金 いけがみクリニック ☎ 30-0111
- 30 土 福永医院 ☎ 35-3117
- 31 日 なかのクリニック ☎ 22-7335

診察時間

月曜～金曜 17時～20時

土曜 14時～17時

日曜祝日 8時30分～17時

※かつの厚生病院の入り口は、「救急入口」です。



写真の応募
はこちら

HAPPY BIRTHDAY

— お誕生日、おめでとう —



げんじ
十二林 玄鐘 くん 4歳

令和4年5月9日生(花輪)
父・一元さん/母・麻理子さん

我が家のお調子者!! 毎日ぶ
ざけて元気いっぱい!! いっぱ
い遊んで大きくなってね★



みなと
木村 凌飛 くん 1歳

令和7年5月30日生(花輪)
父・大希さん/母・里紗さん

何にでも興味津々な凌飛。に
こにご笑顔に癒やされていま
す。すくすく元気に育ってね!

お子さんの誕生日の前月10日までに、右上の二次元コードから必要事項を入力し、写真をお送りください。※先着2人まで。 ☎ デジタル戦略・広報室 ☎ 30-0207

今月の新着本

☎ 花輪図書館(コモッセ内) ☎ 23-4471
十和田図書館 ☎ 35-3239

※偶数月号は、花輪図書館、奇数月号は、十和田図書館の新着本を紹介します。

> 十和田図書館



**日本人に味噌が必要
な7つの理由**
岩木 みさき: 著
(エクスマレッジ)

みその種類や製造法、日々の食卓での取り入れ方から、伝統製法にこだわる全国のみそ蔵と看板みその紹介まで、みその世界が広がる一冊です。



**おみせやさん
どうなってるの?**
and EIGHT: 作
(交通新聞社)

身近なお店をテーマに、お客さんから見えない所で働いている人の様子がわかる子どもたち向けのしかけ絵本です。大人も「なるほど」と思いながら親子で楽しめる一冊です。

> あおぞらブック号 5月の巡回日

コース	日にち
大湯②コース	1日金・15日金・29日金
八幡平コース	5日火・19日火
尾去沢コース	8日金・22日金
毛馬内コース	12日火・26日火
大湯①コース	14日水・28日水
花輪コース	21日水

※貸出場所・時間については、十和田図書館にお問い合わせください。

人口と世帯 (3月末)

人口 26,084人
男 12,442人
女 13,642人
世帯 12,233世帯

情報の広場

皆さんからのお知らせを掲載します。

○提出締切 発行前月の8日

○提出先 デジタル戦略・広報室

FAX:30-1122

E-mail:kouhou@city.kazuno.lg.jp

※依頼原稿は必ず掲載されるとは限りません。
あらかじめご了承ください。

秋田県住宅リフォーム 推進事業（災害復旧）

県では、令和7年度に発生した大雪の災害復旧工事に要する費用を助成しています。

▼対象 大雪により被害を受けた住家

▼補助額 補助対象工事費の10割（最大8万円）

☎ 23・2311
鹿角地域振興局建築課

銃砲刀剣類登録審査会

▼審査日 5月8日（金）、7月

10日（金）、9月10日（土）、11月10日（火）、令和9年1月8日（金）、3月10日（水）

▼時間 9時～12時
（受付11時30分まで）

▼場所 秋田県庁第二庁舎
5階52会議室

▼手数料（刀剣一振りにつき）
新規登録 6300円
再交付 3500円

※秋田県証紙またはキャッシユレス決済で支払い

▼登録対象 伝統的な製造方法によって鍛錬し、焼き入れを施した日本刀

※外国製刀剣や指揮刀、儀礼刀など模造刀身は対象外

▼持ち物
・申請手数料
・銃砲刀剣類（包みや容器に入れてください）

・警察署が発行した発見届出済証（新規登録の場合）

・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

・委任状（代理人が手続きをする場合）

☎ 018・860・5192
秋田県教育庁
生涯学習課文化財保護室

花輪ばやし 笛・三味線夏季練習会

▼日にち 6月2日（土）～25日（水）までの毎週火・水・木曜日

▼時間 19時～20時

▼場所 MITプラザ

▼対象 小学3年生以上

▼参加費 無料

▼申込締切 5月30日（土）

▼申込方法 千歳盛酒造（株）に備え付けの申込書、または二次元コードからお申し込みください。

☎ 22・6088
花輪ばやし祭典委員会
（千歳盛酒造（株）内）

手作り雑貨とフードのイベント クラウンマルシェ開催

▼日時 5月30日（土）、31日（日）
10時～15時

▼場所 定期市場 花輪朝市、関善賑わい屋敷

※「旧関善酒店前」御伊勢堂間」は、両日とも一般車両通行止めになります。駐車場は定期市場のマルシェ

側をご利用ください

※出店者情報など、詳しくはインスタグラムをご確認ください。

☎ 090・7524・4599
クラウンマルシェ
実行委員会（阿部）



秋田市町村職員共済 組合職員採用試験

▼試験区分 大学卒一般事務

▼採用予定人数 若干名

▼受験資格 平成10年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学（4年制）を卒業または令和9年3月31日までに卒業見込みの人

▼試験日 6月中に設定予定の試験期間から日時を選択

▼試験会場 希望するテストセンター会場（県内では秋田市2カ所の予定）

▼受付期間 5月中

※詳しくは、ホームページをご確認ください。

☎ 018・862・5262
秋田市町村職員共済組合
総務課



AI・A国際活動助成金

▼申請期限 6月5日（金）

▼実施期間 6月29日（月）～令和9年2月26日（金）

※詳しくは、ホームページをご確認ください。

☎ 018・893・5499
秋田県国際交流協会



点訳・音訳奉仕員 養成講座

▼期間 6月3日（水）～11月26日（土）
（点訳全24回・音訳全23回）

▼時間 10時～12時

▼場所 秋田県点字図書館

▼定員 各10人

※事前説明会終了後に講座の申し込みを受け付けます。

▼受講料 無料（テキスト代は自己負担）

▼日時 5月8日（金）
10時～11時45分

▼申込締切 5月7日（木）

☎ 018・845・0031
秋田県点字図書館

※ 6月1日(日)は、固定資産税第1期と軽自動車税の納期限です。

**労務管理などの
無料相談**

人事、労務、助成金などのお悩みを、社会保険労務士が無料で電話・メールでの相談、個別訪問支援を行い、お悩み解決のお手伝いをします。

▼受付時間 平日9時～17時

問 秋田働き方改革推進支援センター

☎ 0120・695・783、018・865・5335

**求職者支援訓練 実践コース
ビジネスパソコン科
受講者募集**

▼期間 6月26日(金)～9月25日(金)

▼時間 9時～15時50分

▼場所 鹿角地方職業能力開発協会

▼対象者 ハローワークへ求職申し込みをしている人で、キーボード入力・マウス操作のできる人

▼定員 15人

▼受講料 無料(テキスト代などの諸経費は自己負担)

▼募集期間 5月7日(水)～27日(水)

▼選考日 6月2日(火)(面接および筆記試験)

※訓練説明会を5月7日(水)・20日(水)(10時～)にハローワーク鹿角で開催します。

問 鹿角地方職業能力開発協会

☎ 23・4330

**パソコン短期集中研修第2弾
オフィス実務
レベルアップ研修**

▼日時 5月13日(水)～14日(木) 9時～16時30分

▼場所 鹿角地方職業能力開発協会

▼対象者 日常業務でオフィスソフトを使用している人

▼定員 12人

▼受講料 1万円(テキスト代含む)

▼申込期限 5月7日(水)

問 鹿角地方職業能力開発協会

☎ 23・4330

**浅利佐助商店
福寿祭り**

▼日にち 5月17日(日)

▼時間 10時～15時

▼場所 浅利佐助商店敷地内

※駐車スペースに限りがあるため、なるべく乗り合わせで来場ください。

▼内容 福寿のみそ企画・子ども向け企画、出店者物販など

問 (株)浅利佐助商店

☎ 23・3127

**鷹巣技術専門校主催
エクセル初級講習**

▼日時 6月4日(木)～5日(金) 8時30分～15時

▼場所 鷹巣技術専門校

▼対象者 企業在職中で文字入力ができる人

▼定員 10人

▼受講料 無料(テキスト代1300円は自己負担)

▼申込期限 5月20日(水)

問 秋田県立鷹巣技術専門校

☎ 0186・84・8351

**鷹巣技術専門校主催
情報セキュリティ管理
基本講習**

▼日時 6月18日(水)～19日(金) 9時～16時

▼場所 鷹巣技術専門校

▼対象者 企業在職中で文字

入力ができる人

▼定員 10人

▼受講料 未定

▼申込期限 6月1日(日)

問 秋田県立鷹巣技術専門校

☎ 0186・84・8351

**鹿角の医療について
話し合いませんか**

▼日時 5月11日(日) 18時～20時30分

▼場所 花輪市民センター 会議室1(コモッセ内)

問 鹿角の医療と福祉を考える市民市民の会

☎ 22・7166

5月の相談日程

□出張年金相談(鷹巣年金事務所)
相談日:13日(水)、20日(水)、27日(水) / 場所:市役所第1・2会議室 / 時間:10時～12時、13時～15時30分

※前日までに予約が必要です。基礎年金番号の分かる年金手帳などを準備してお電話ください。

問 鷹巣年金事務所 ☎ 0186-62-1490

□無料総合相談(人権擁護委員・行政相談委員)
相談日:12日(水) / 場所:市役所会議室 / 時間:13時30分～16時

※事前予約は不要です。

問 生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

□無料土地・家屋相談(土地家屋調査士)
相談日:19日(水) / 場所:市役所会議室 / 時間:13時30分～15時30分 / 担当:千葉 勉 土地家屋調査士

※前日までに予約が必要です。

問 消費生活センター ☎ 30-0258

□無料弁護士相談(秋田弁護士会)
相談日:14日(水)、28日(水) / 場所:市役所会議室 / 時間:13時30分～16時 / 担当:14日→川田 繁幸 弁護士、28日→熊谷 克史 弁護士

※両日とも、前日までに予約が必要です。

問 消費生活センター ☎ 30-0258



ショプロン ライフ
Sopron Life



この大雪で、道路では交通渋滞が発生し、バスや電車の運休・遅延もあり、日常生活にも影響が出ました。また、歩道が凍結し、樹木からの落

雪が降りました。これは現地の人も驚くほどの積雪で、鹿角市の大雪の様子について、日本語教室でニュースや写真を紹介していたので、生徒から「今のショプロンは鹿角みたいだね」という声が上がりました。

今年のショプロンの冬は、例年と少し違った経験ができました。今回はその様子について紹介します。ショプロンではここ数年、真冬に雪が降っても滅多に積もることはありませんでした。しかし、今年の2月末は記録的な大雪に見舞われ、一晩で30センチ以上の雪が積もり、市内は一面の銀世界となりました。

雪などにも注意が必要だったため、改めて冬の厳しさを感じる出来事となりました。



日本語学指導員
佐藤 花純さん

秋田市出身で、国際教養大学専門職学位課程を修了。海外の大学での日本語指導助手や豊富な国際交流活動の経験を生かし、令和6年9月に渡航。



3月下旬には、一足早く桜が咲きました←

私の任期は残り数カ月となりました。春から初夏へと移り変わるこの時期、ショプロンでの時間を一日一日、大切に過ごしていきたいと思えます。

一方で、市民や行政による除雪作業や交通機関の対応が比較的早く、数日後には、普段の生活に戻ってきました。さらに印象的だったのは、その後気温が上がり、積もっていた雪があつという間に解けてしまったことです。そして、3月末には市内の桜の花が開花し、瞬く間に春になりました。

雪などにも注意が必要だったため、改めて冬の厳しさを感じる出来事となりました。



Instagramで情報を発信中です
KASUMI_SOPRON



今日から始める脱炭素

商工振興課 ゼロカーボン推進室 ☎ 30-0249

カーボンニュートラルにつながる省エネな暮らしをサポートします

省エネ家電（電気冷蔵庫）購入支援補助金第1次募集のお知らせ

省エネ家電（電気冷蔵庫）購入支援補助金の申請者を募集します。

※申請多数の場合は抽選となります。

■募集締切 5月22日(金)

■募集人数 50人

■申込方法 商工振興課窓口で申請書を記入、または市ホームページの入力フォームから



市ホームページはこちら

■抽選日 5月27日(土)

※抽選結果はハガキおよびメールで通知するほか、当選者の申込番号を市ホームページに掲載します。

■対象製品 市内店舗で購入する電気冷蔵庫（省エネ性能（JISC 9901に基づく多段階評価点）が3.5以上のもの）



■対象経費 電気冷蔵庫の購入費用（本体価格のみ。税抜き）

■補助金額 補助対象経費に1/2を乗じた金額（上限10万円。1万円未満切り捨て）
例) 15万円の電気冷蔵庫を購入した場合
15万円×1/2=7万5千円→補助金額7万円

■注意事項

- ・購入済みの電気冷蔵庫は、補助対象外です。
- ・当選後、市へ補助金申請を行い、補助金交付決定を受けてから購入してください。
- ・他の補助金との併用はできません。
- ・購入した電気冷蔵庫は購入した世帯が6年以上使用することとし、譲渡はできません。
- ・令和8年9月に第2次募集（50人程度）を行う予定です。



老人クラブが活発に活動する自治会

荒町自治会は、八幡平地区の中央部にあり、米代川と夜明島川が合流する場所の南側に位置する自治会です。

当自治会は、子ども会や婦人部、老人クラブなどで構成しています。特に、「荒町ほまれ会」という名称で活動している老人クラブは、会員数が多く、行事を活発に行っています。清掃活動や花だんの植栽といった環境保全活動をはじめ、日帰り旅行やたんば会といった会員同士の交流活動のほか、一人暮らしの会員の安否確認を行う「友愛活動」などを行っています。



上) 花だんの植栽
下) 「左京の泉」の清掃活動



● 会長 阿部 利美 さん
● 荒町自治会 (八幡平地区)
世帯数：34 世帯
人数：約 90 人

2月を除いた、毎月第3月曜日に行っています。サロンでは、社会福祉協議会から講師を呼び、クレヨンなどを使ったパステルアートの制作・展示や、健康体操などを行っているほか、鹿角警察署による講話を開催するなど、自治会員の交流の場となっています。

また、市の集落活動応援事業を活用して、荒町地区に由来する「野尻左京伝説」を調査研究し、地区の成り立ちなどの看板を設置しました。看板設置後は、毎年、伝説の舞台となっている「左京の泉」周辺の清掃活動を行っています。

自治会会員数は減少傾向にありますが、今後も各種事業を計画し、自治会員同士の親交を深めていくことで、会員相互の「心の絆」を大切にしていきたいです。



ECO&LIFE

古着・古布・古紙の無料回収

不用になった古着を再利用して、ごみ減量につなげませんか

ごみの減量化や資源の再利用を推進するため、家庭で不用になった古着・古布・古紙の回収を行います。

回収した古着・古布は中古衣料として再利用されるほか、工業用ぞうきん(ウエス)やルーフィング(屋根材)としてリサイクルされます。

○日時 5月23日④ 8時～10時

○回収場所 市役所正面玄関前

○回収対象

古着・古布(すべて洗濯済み)のものに限ります)

- ・衣料品全般↓洋服、着物、帯、スーツ、礼服など
- ・古布全般↓タオル、シーツなど

古紙 段ボール、新聞紙、雑誌、牛乳パック、紙箱、紙袋など

○回収対象外

古着・古布 ペットに使用したものの、濡れているもの、布の切れ端やニットくず、布団や座布団などの「わた」や「羽毛」が入ったもの、セーターなどの毛糸製品、枕、布おむ

つ、下着・肌着類、制服・学生服、カーテン、毛足の長い毛布、カーペット、電気毛布など

※企業名などのネーム刺繍があるものは回収できません。

古紙 カーボン紙、感熱紙、レシート、圧着はがきなど

○回収時の注意事項

古着・古布

- ・透明か半透明のビニール袋にまとめて入れてください。
- ・出す前に洗濯をお願いします。
- ・ボタンや金具は取り外さないでください。
- ・クリーニングのビニール袋、ハンガーは外してください。

古紙 古着・古布類以外のもの(くつ・かばんなど)は回収できません。

古紙

- ・段ボール、新聞紙、雑誌類は紙ひもで束ねてください。
- ・雑がみ類は袋などにまとめてください。

○令和7年実績

古着・古布 5690 部
古紙 1480 部

鹿角市の補助金・補助制度

市民の皆さんに活用していただくことのできる補助金・補助制度などについて紹介します。詳しい内容や申請方法などについては、担当までお問い合わせください。今年度からの新規事業については名称欄を色字で表記しています。※令和8年4月1日時点での制度内容です。

◎防災・災害

☎総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自主防災組織 育成事業補助金	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会などに対し、自主防災計画策定費用を助成	補助率：10/10（上限2万円） ※1団体につき1回	自治会など
	②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業費用を助成	補助率：10/10（上限3万円） ※1団体につき1回	自主防災組織
	③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材などの整備費用を助成	補助率：10/10（上限75万円） ※1団体につき1回 ※複数の自治会などの構成による自主防災組織の場合は、上限100万円	前年度以前に結成した自主防災組織
	④自主防災組織育成事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材などの拡充費用を助成	補助率：10/10（上限25万円） ※1団体につき1回	結成後10年を経過した自主防災組織

◎公共交通・空港利用

☎観光交通課 交通政策班 ☎ 30-0257

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策 補助金	65歳以上、または運転免許証を返納した人に対し、路線バス回数券の購入費用の一部を助成	回数券購入額の1/2	個人
地域乗合交通 運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」に対し、運行経費の一部を助成	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 ※上限額は運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単自治会の住民のみを対象とする路線：30万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50万円	自治会など
路線バス定期券 助成事業補助金	市内のほか、大館、北秋田、能代エリアまで乗り降り自由な特殊定期券の購入費用の一部を助成	◎65歳以上 助成額：1カ月定期券：6千円 3カ月定期券：9千円 6カ月定期券：1万2千円 ◎65歳未満 助成額：1カ月定期券：5千円 3カ月定期券：6千円 6カ月定期券：7千円	個人
公共交通資格取得 助成金	路線バスおよびタクシー運転手に必要な第二種運転免許資格の取得費用の一部を助成 ◎対象要件 ①市内在住の人 ②21歳以上65歳未満の人 ③資格取得後、1年以上市内に住所を有する公共交通事業所に勤務し、5年以上市内に居住する意思を有する人 ④市税などの滞納がないこと	資格取得に係る教習料金および受験料の1/2（上限15万円）	個人
大館能代空港 利用促進助成金	大館能代空港の発着便を利用した市民などに対し、航空運賃の一部を助成 ◎対象者 本市に住居登録している人、市内に所在する事業所（市内事業所に勤務する人の利用に限る）、鹿角市内に扶養者がいる学生 ◎対象期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日搭乗分	補助額：片道2千円 上限回数：同一搭乗者につき、片道2回まで（往復利用の場合は、1往復まで） ※対象とならない航空券あり ※申請期限は搭乗した日を含め30日以内	個人・事業所

◎上下水道

問 上下水道課 管理班 ☎ 30-0275

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
非公営小規模水道等 施設整備費補助金	老朽化している小規模水道などの施設の改良整備費用の一部を助成 ※給水計画区域外で、原水の質および量、地理的条件ならびに当該小規模水道などの形態に応じて施設要件あり	補助率：1/3 以内（上限 100 万円）	水道組合 など
合併処理浄化槽設置 整備事業費補助金	合併処理浄化槽の設置および撤去費用の一部を助成 ※公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外の地域	◎設置区分 5人槽 41万4千円 7人槽 47万4千円 10人槽 66万円 ◎撤去区分 単独処理浄化槽 15万円 汲取り槽 12万円 宅内配管工事 33万円 ※設置区分の浄化槽設置と併せて、既存槽を原則、完全に撤去する場合に追加助成	個人
水道給水装置等設備資金 利子補給費補助金	上下水道の給水装置の設置工事に係る資金について、金融機関から融資を受ける場合の利子分を助成 ◎対象者 すべての要件を満たす人 ①市内在住 ②水道料金、給水装置工事費および市税の滞納がないこと ③過去に借りた当該資金の返済が完了していること ④借地、借家および間借りの場合は所有者の同意を得ること ◎融資内容 ①融資限度額：1件5万円以上の工事につき5～50万円 ②返済期間：5年以内 ③融資機関：秋田銀行	支払利子全額	個人
水洗便所改造資金 融資あっせん利子 補給費補助金	水洗化工事に係る資金について、金融機関から融資を受ける場合の利子分を助成 ◎対象者 すべての要件を満たす人 ①公共下水道または農業集落排水供用開始区域内にある家屋の所有者または所有者の同意を得た家屋の占有者 ②受益者負担金または受益者分担金および市税の滞納がないこと ③新築ではないこと ◎融資内容 ①融資限度額：専用住宅の場合は1戸につき80万円以内、アパートの場合は1部屋につき30万円以内（ただし、1申請あたりの限度額は150万円） ②返済期間：50カ月以内 ③融資機関：市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）または東北労働金庫であること	支払利子全額	個人

◎スポーツ

問 スポーツ振興課 ☎ 30-0297

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ジュニアスキーヤー共通 シーズン券購入補助金	市内の小中学生・高校生および市アルペンスポーツ少年団員に対し、市内3カ所のスキー場で利用できる共通シーズン券（3万4千円相当）購入費の一部を助成	1枚あたり1万8千円	個人
スポーツ指導員等 養成補助金	スポーツ少年団や地域スポーツ団体の指導員などの資格取得に必要な費用の一部を助成	受講料・テキスト代・登録料など経費の1/2（上限1万円）※旅費（交通費）は補助対象外	個人
スポーツ合宿 奨励補助金	スポーツ技術の向上を目的とする、市内の宿泊施設を利用して行う合宿の宿泊に必要な費用の一部を助成 ※2泊3日以上かつ5人以上が対象	1人1泊につき2千円（上限40万円） ※鹿角トレーニングセンター、簡易宿泊施設への宿泊の場合は、1人1泊につき1,000円 ※全国規模大会に係る宿泊（前日泊含む）は対象外	合宿を 行う団体

◎住宅・建築

問都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
安全安心住まいづくり事業費補助金	耐震改修や断熱改修を始めとする住環境の向上に向けた住宅改修工事を行う人や、居住を目的として中古住宅を購入する人に対し、工事費や住宅購入費の一部を助成 ◎対象住宅 自己所有（配偶者、親または子を含む）であって、現に居住している一戸建て住宅、または居住するために取得する中古住宅 ◎対象者 市内に住所がある、または市内の中古住宅を取得し移り住む人で、市税などの滞納がない人 （高齢者世帯：世帯員全員が65歳以上の世帯） （子育て世帯：18歳未満の子がいる世帯） ※国や県の補助金との併用可 ※旧補助金「民間住宅リフォーム支援事業費補助金（令和2年度まで）」の交付を受けた人も対象	①耐震改修事業 耐震診断結果に基づく耐震改修にかかる工事費の3/10（上限50万円）	個人
		②住環境向上対策事業 ⑦克雪対策（風除室を除く） ①リフォームなどにかかる工事費の1/5（上限10万円）	⑦個人 ①個人（高齢者世帯または子育て世帯のみ）
		③脱炭素化促進事業 断熱改修などにかかる工事費の1/5（上限30万円）	個人
		④上下水道加入促進事業 上水引込工事費、下水道接続工事費および便槽撤去などにかかる工事費の1/5（上限10万円）	個人
		⑤中古住宅活用事業 中古住宅購入費およびリフォーム工事費などの1/5（購入、工事それぞれ上限50万円、合計100万円）	
		⑥まちなか居住促進事業 ※第7次鹿角市総合計画の「まちなかエリア（中心市街地）」における中古住宅購入費およびリフォーム工事費などの1/5（上限：購入50万円、工事100万円、合計150万円）	個人
木造住宅耐震診断支援事業	市内にある*昭和56年5月31日以前に着工した木造戸建住宅を所有（共有を含む）し、耐震診断を希望する人に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施 ※併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の1/2未満であること	自己負担額1万円を差し引いた額	個人

◎自治会活動

問生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自治会館建設事業費補助金	自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を助成 ◎新築・改築 ①新築、改築後25年を経過しているもの ②増築、改修後10年を経過しているもの ◎増築 新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの ◎改修 新築、改築、増築、改修後の経過年数により助成内容が異なる ※30万円以上の工事が対象	◎新築・改築・増築（補助率3/10以下） 自治会世帯数などにより算定基準と限度額あり ◎改修 ①対象事業費の1/2以内（上限100万円） 前回補助金利用後10年を経過していること ②対象事業費の1/2以内（上限50万円） 前回補助金利用後5年を経過していること （前回利用補助金額が50万円以上の場合は、利用後10年を経過していること） ※①か②のどちらかのみ。実施予定年度の前年9月までに申請が必要	自治会
自治会元気づくり応援補助金	自治会が地域で行う元気づくり事業（福祉、環境整備、文化、交流）の費用の一部を助成 ※過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年経過していること	◎31世帯以上の自治会 補助率：1/2以内（上限10万円） ◎30世帯以下の自治会 補助率：3/4以内（上限15万円）	自治会
集落活動応援事業費補助金	おおむね50世帯以下の小規模な自治会に対し、集落支援員と連携し、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を助成	◎計画策定 補助率：10/10（上限10万円） ※最大2年間利用可能（1年ごとに10万円を上限） ◎活動事業 補助率：10/10（上限50万円） ※最長3年間事業継続可能（ただし2年以上継続の場合でも補助金額は上限50万円。2つ以上の自治会などが連携して活動する場合は上限100万円）	自治会
コミュニティ推進事業費補助金	①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に必要な備品などの購入費用を助成 ②コミュニティセンター助成事業 自治会館などの建築または大規模改修に要する費用を助成	①補助率：10/10（100～250万円） ②補助率：3/5以内（上限2千万円） ※10万円未満は切り捨て ※実施予定年度の前年9月までに申請が必要。補助対象団体は、（一財）自治総合センターが決定	自治会など

◎空き家

☎生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家 除却費補助金	市の実態調査で危険度・緊急度などが高いと判断された空き家に対し、市内解体撤去業者による解体および撤去費用の一部を助成 ※個人所有の住宅（併用住宅も可）であること、市税などの滞納、抵当権設定の無い人で、建て替えを目的としていないことなどの複数要件あり	補助率：1/2 ①適正管理度レベル3の場合 上限100万円 ②適正管理度レベル3に近似したレベル2の場合 上限60万円	個人

◎移住

☎政策企画課 かつのライフ班 ☎ 30-0208

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
ふるさとライフ 移住しごと支援 補助金	移住する直前10年間のうち、通算5年以上（直前の1年間は連続）、東京都23区に居住もしくは東京圏より東京都23区に通勤された人で、移住後、5年以上居住する意思があり、次の①～④のいずれかの要件を満たす人に対し、補助金を給付 ①県の就職マッチングサイトに掲載された交付金対象企業（求人）に就業された人 ②プロフェッショナル人材事業・先導的人材マッチング事業により就業された人 ③テレワークにより業務継続をする人 ④本市が認める「関係人口」に該当する人 ※転入後、1年以内に申請が必要	補助額：単身60万円、世帯100万円 （18歳未満の子ども1人につき100万円を加算）	個人
奨学金返還助成金	秋田県奨学金返還助成の交付を受けている人に対し、返還する奨学金の一部を助成 ※市に3年以上定住する意思があり、市に住所を有し就労している人などが対象 ◎申請期限 ①助成加算分 県助成金の交付決定を受けた日から6カ月以内 ②助成期間延長分 令和9年2月28日◎	①助成加算分 対象者：県助成金（一般分）交付者 補助率：1/3（上限6万7千円） 補助期間：県助成期間と同様 ②助成期間延長分 対象者：県助成金（未来創造分・一般分）交付終了者 補助率：10/10（上限20万円） 補助期間：県助成期間終了後、最長2年 ※②は令和4年度以降に県助成対象者認定を受けた人限定	個人
ふるさとライフ若 者定住支援補助金	県外から移住した下記を満たす人に対し、引っ越しに要する費用、民間賃貸住宅の家賃などの費用の一部を助成 ※県の「A→KITA登録」をしている人（移住前） ※本市に転入した次の①～③のいずれかの世帯が対象 ①子育て世帯（18歳以下の子どもを扶養し同居） ※移住した日の年度末までに19歳になる人を除く ②若者世帯（世帯員のいずれかが39歳以下） ③若者単身世帯（39歳以下） ※転入後、1年以内に申請が必要	◎引っ越しに要する費用 補助率：1/2（単身は上限5万円、世帯は上限9万円） ◎民間賃貸住宅の家賃に要する費用 補助額：初期費用（礼金・仲介料・保証料）の総額の上限3万円 ◎月額家賃住宅手当などがある場合は手当額を除いた月額家賃に対し ①上限2万5千円 ②・③上限2万円 補助率：初期費用・月額家賃共に1/2 補助期間：最長24カ月	個人

◎出会い・結婚

☎政策企画課 かつのライフ班 ☎ 30-0208

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
結婚サポート推進事業	あきた結婚支援センターへの入会登録料を助成	入会登録料1万円（全額助成）	個人
若者出会いサポート 補助金	市が指定する民間マッチングアプリの利用料を助成 ※20～39歳の未婚男性が対象	補助率：1/2（上限2万円）	個人
出会い創出事業補助金	出会いイベントを開催する団体や個人（結婚サポーター）に対し、事業に必要な経費（会場費、広告宣伝費、司会者費用、消耗品費など）を助成 ※参加者のうち、独身者が10人以上であり、市内居住者が1/4以上であることが条件	補助率：10/10 （上限：団体10万円、結婚サポーター20万円）	団体・ 個人（結婚サポーター）
結婚新生活支援 事業補助金	婚姻に伴う住宅取得、賃貸、リフォーム、引っ越しなどにかかる費用を助成 ※申請時点で夫婦ともに市内に住民登録している ※婚姻時点で夫婦ともに39歳以下 ※世帯所得500万円未満 ※夫婦ともに指定するオンライン講座を受講している	補助率：10/10 （上限：30万円、夫婦ともに29歳以下の場合 は60万円）	個人

◎にぎわい創出

問政策企画課 かつのライフ班 ☎30-0208

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
若者イベント等 開催支援補助金	地域のにぎわい創出に効果的であり、若者の活躍がSNSなどにより市内外に広く周知されるイベントなどを開催する若者団体・グループなどに対し、必要な経費を助成 ◎対象経費 会場費、広告宣伝費、機器レンタル料、保険料などの準備・当日の費用 ※おおむね7割以上が20代から30代の成年層の男女で構成されている団体、グループなどが対象 ※まちのにぎわいに繋がり、新たな試みが認められるもの	補助率：10/10（上限20万円）	団体

◎妊娠・出産・子育て①

問すこやか子育て課 こども家庭センター ☎30-0265

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
妊産婦等健康診査	妊産婦等健康診査（新生児聴覚検査、母乳育児相談を含む）を受診した妊産婦に対し、受診料を助成	受診票23枚 ※多胎妊娠の場合は6枚追加	個人
妊婦歯科健康診査	妊婦歯科健康診査を受診した妊婦に対し、受診料を助成	受診票1枚（上限4千円）	個人
生後1か月児健康診査	生後6週未満の乳児に対し、受診料を助成	受診票1枚（上限8千円）	個人
未熟児養育医療給付	身体の発育が未熟なまま出生し、医師が入院療育を必要と認めた1歳未満の乳児に対する医療費の一部を給付	保護者の所得や乳児の入院日数によって算定された額	個人
妊娠出産等応援給付金	本市に妊娠届を提出し、届出日より1年以上前から本市に住所を有する妊婦	妊婦1人につき5万円	個人
妊婦支援給付金	医師の診断により胎児心拍が確認され、妊婦給付認定を受けた妊産婦	1回目：妊婦1人につき5万円 2回目：子ども（胎児）1人につき5万円	個人
産後ケア事業（訪問型）	赤ちゃんの栄養や育児について悩みのある産後1年以内の産婦に対し、助産師の訪問に要する費用を助成	全額助成（上限5回）	個人

◎妊娠・出産・子育て②

問すこやか子育て課 健康づくり班 ☎30-0119

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
12か月児健康診査	1歳～1歳6か月未満の小児に対する健康診査の受診料を助成	受診票1枚（全額助成）	個人
2歳児歯科健康診査	2歳～2歳6か月未満の小児に対する歯科健診の受診料を助成	受診票1枚（全額助成）	個人
2歳児フッ化物塗布	2歳～3歳未満の小児に対するフッ化物塗布費用を助成	無料クーポン券2枚（2枚目は2歳6か月未満で、フッ化物塗布をした小児に限る）	個人
不妊治療費等助成	次の①から④に要した費用と治療のため処方された薬剤費用に加え、治療に伴う通院（市内および市に隣接する市町村は除く）のための交通費の一部を助成 ①特定不妊治療（体外受精または顕微授精） ②先進医療等特定不妊治療 ③一般不妊治療（検査や人工授精など） ④不育症治療	不妊治療などに要した自己負担額から、県の助成額や高額療養費などを控除した額 ①治療1回につき上限5万円 ※保険外診療費用は治療1回につき上限10万円 ②治療1回につき上限10万円 ※先進医療とならない（保険適用外の治療を含む）治療は1回につき30万円 ③同一年度で上限15万円 ④同一年度で上限30万円 通院にかかる交通費：通院1回につき2千円、同一年度につき上限3万円 ※③と④は、申請初年度に限り、前年度に支払った治療費用も対象	個人

◎妊娠・出産・子育て③

☎すこやか子育て課 こども家庭応援班 ☎ 30-0235

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
児童扶養手当	18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童を養育監護しているひとり親または養育者に支給（所得制限あり）	所得額に応じて月額11,340円～48,050円（児童が1人の場合）。2人目以降は、月額5,680円～11,350円を加算。	個人
児童手当	高校生年代までの児童を養育している人に支給	3歳未満月額1万5千円、3歳以上月額1万円（第3子以降、月額3万円）	個人
母子家庭等自立支援給付金【教育訓練給付金】	ひとり親家庭の父母で、母子・父子自立支援プログラムの策定などの支援を受けており、就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、対象講座などの受講が適職への就業に必要と認められる場合に支給	①雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができない場合、受講費用の60%相当（補助上限20万円で、受講費用1万2千円以下は支給対象外） ②雇用保険法の規定による一般教育訓練給付金の支給を受けることができる場合、①に定める額から、一般教育訓練給付金の額を差し引いた額	個人
母子家庭等自立支援給付金【高等職業訓練給付金】	ひとり親家庭の父母で児童扶養手当を受給している（またはこれと同等の所得水準にあると認められる）人で、養成機関において6カ月以上の課程を修業し、当該資格の取得が見込まれ、就業または育児と修業との両立が困難であると認められる場合に支給	◎訓練促進給付金 ①市民税非課税世帯：月額10万円 ②上記以外：月額7万500円 ※最終月は、月額4万円を加算 ◎修了支援給付金 ①市民税非課税世帯：5万円 ②上記以外：2万5千円 ※訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する人が引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給	個人
すこやか子育て支援事業	保育園、認定こども園、地域型保育施設、私立幼稚園、認可外保育施設などの保育料（3歳未満児）および給食費を無償化	◎保育料 無償化 ◎給食費 無償化	個人
子育てファミリー支援事業	就学前の子を含む3人以上の子を養育している人に支給	就学前の子が利用した一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターの利用料や、任意の予防接種の費用について、対象者、単年度につき1万5千円を上限に助成	個人

◎奨学資金

☎教育総務課 総務班 ☎ 30-0290

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市奨学資金	市民の子弟で義務教育を終了し、通信制の課程を除く高等学校、高等専門学校、大学およびこれに準ずる学校に進学見込みまたは在学する人に対し、正規の修業年限を上限として学資金を貸与（所得・成績要件などあり） ※令和8年度の募集は終了 ※令和9年度の募集は、令和8年11月頃開始予定	◎高校、高専第1～3学年：月額1万円 ◎高専第4・5学年、専修学校、短期大学、大学、大学院：月額3万円	個人

◎医師修学資金

☎地域医療推進室 ☎ 30-0262

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
医師修学資金	国内の大学で医学を履修する課程に進学・在学する人で、将来、医師として市内の医療機関に従事する意思がある人に対し、学資金を貸与 ※令和7年度の募集は終了 ※令和8年度の申込期限は9月末	◎修学資金 月額20万円（最大6年間） ◎入学一時金 限度額760万円	個人

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
こどもの予防接種	予防接種の定期接種対象年齢の人に対し、指定医療機関で接種する費用を助成 (ワクチンの種類：ロタ、B型肝炎、五種混合、小児肺炎球菌感染症、BCG、麻しん風しん、水ぼうそう、日本脳炎、二種混合、HPV感染症)	全額助成 ※県外で接種した場合は事前申請のうえ一部助成	個人
インフルエンザ 予防接種	下記対象者が指定医療機関で接種する費用の一部を助成 ◎高齢者 ①接種日時点において65歳以上の人 ②60歳～64歳の方で心臓・腎臓・呼吸器の障がい（身体障害者手帳1級程度）を有する人・ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がいを有する人 ◎妊婦 妊娠している人 ◎小児 生後6カ月～18歳（年度末年齢）になる人	接種費用のうち1,500円（13歳未満は上限2回） ※2歳以上の小児経鼻弱毒性インフルエンザワクチン（フルミスト）は3千円（1回のみ）	個人
新型コロナウイルス 感染症予防接種	下記①または②に該当する人に対し、指定医療機関で接種する費用の一部を助成 ①接種日時点において65歳以上の人 ②60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障がい（身体障害者手帳1級程度）を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がいを有する人	接種費用のうち5千円	個人
高齢者用肺炎球菌 予防接種	下記①または②に該当する人に対し、指定医療機関で接種する費用の一部を助成 ①接種日時点において65歳の人 ②60歳～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の障がい（身体障害者手帳1級程度）を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がいを有する人	接種費用のうち3,500円	個人
風しん予防接種	下記①または②に該当する人に対し、指定医療機関で接種する費用の一部を助成 ①過去に受けた風しん抗体検査で、抗体価が低いと判定された妊娠を希望する女性（妊婦は除く） ②秋田県風しん抗体検査事業で、抗体価が低いと判定された人	接種費用のうち5千円	個人
RSウイルス 予防接種	妊娠28週～36週の妊婦に対し、指定医療機関で接種する費用を助成	全額助成 ※県外で接種した場合は事前申請のうえ一部助成	個人
帯状疱疹 ^{ほうしん} 予防接種	下記①または②に該当する人に対し、指定医療機関で接種する費用の一部を助成 ①年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人 ②60歳～64歳でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能の障がいを有する人	生ワクチン…3千円（1回のみ） 組換えワクチン…7千円（上限2回）	個人
おたふくかぜ 予防接種	1歳～小学校入学前の小児に対し、指定医療機関で接種する費用の一部を助成	接種費用のうち4千円（上限2回）	個人
胃がん検診 【バリウム】	40歳以上の人に対し、費用の全部または一部を助成 内容：集団検診による問診、胃部レントゲン（バリウム）検査 ※令和7年度に市の胃内視鏡検診を受けた人は受診できません	自己負担額1,500円を差し引いた額 ※51歳～60歳は全額助成	個人
胃がん検診 【内視鏡】	51歳、53歳、55歳、57歳、59歳の人に対し費用の全部を助成 内容：指定医療機関での胃内視鏡検査	全額助成	個人
肺がん等検診	40歳以上の人に対し、費用の全部または一部を助成 内容：集団検診による問診、胸部レントゲン検査	自己負担額500円を差し引いた額 ※40歳、51歳～60歳は全額助成	個人
大腸がん検診	40歳以上の人に対し、費用の全部または一部を助成 内容：集団検診による問診、便潜血検査2日法（検便）	自己負担額800円を差し引いた額 ※51歳～60歳は全額助成	個人

子宮がん検診	20歳～39歳および40歳以上の偶数年齢の女性に対し、費用の全部または一部を助成 内容：医療機関での個別検診による視診、子宮頸部細胞診、内診、経膈超音波検査	自己負担額 2千円を差し引いた額 ※ 21歳～35歳は全額助成	個人
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢および41歳の女性に対し、費用の全部または一部を助成 内容：マンモグラフィ検査（マンモグラフィは40歳代が2方向、50歳以上は1方向で、医療機関または集団検診を選択する）	自己負担額 2千円（40歳～48歳）、または1,400円（50歳以上）を差し引いた額 ※ 41歳、42歳、44歳は全額助成	個人
前立腺がん検診	50歳以上の男性に対し、費用の一部を助成 内容：集団検診による腫瘍マーカー（PSA検査）	自己負担額 700円を差し引いた額	個人
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に一度も受診したことがない人に対し、費用の全部または一部を助成 内容：集団検診による血液検査（B型肝炎およびC型肝炎の検査）	自己負担額 800円を差し引いた額 ※ 40歳は全額助成	個人
骨粗しょう症検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳の女性に対し、費用の一部を助成 内容：集団検診による腕のレントゲン検査	自己負担額 1,000円を差し引いた額	個人
歯周病検診	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の人に対し、費用の一部を助成 内容：歯科医療機関での個別検診による口腔内検査	自己負担額 1,200円を差し引いた額	個人
若年者健康診査	19歳～39歳の健診を受ける機会が無い人に対し、受診料の一部を助成 内容：特定健康診査と同様	自己負担額 1,000円を差し引いた額	個人
脳ドック助成	40歳～74歳の人（現在加入の健康保険で脳ドックの助成が受けられる人は除く）に対し、費用の一部を助成 ※過去3年間において助成金の交付を受けていない人に限る	補助率：2/3以内（上限3万円）	個人
医療用補正具購入費助成金	がん治療に伴い、医療用補正具（ウィッグまたは乳房補正具）を購入した費用の全部または一部を助成（秋田県助成を含む） ※ウィッグは全頭用のもの、乳房補正具は補正パットまたは人工乳房、およびそれらに付随する固定用下着	ウィッグ：上限3万円 乳房補正具：上限2万円 ※1人につき、それぞれ1回まで	個人
若年女性健康づくり支援助成金	30歳～39歳の女性を対象に以下の検査費用の一部を助成 ①乳房の超音波検査 ②乳房のマンモグラフィ検査 20歳～35歳の女性を対象に以下の検査費用の一部を助成 ③婦人科経膈超音波検査 ④婦人科経腹超音波検査	①上限5千円 ②上限7千円 ③上限5千円 ④上限5千円	個人

◎就学支援

☎教育総務課 義務教育班 ☎30-0291

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
通学対策費補助金	遠距離（小学校4 ^年 を超える、中学校6 ^年 を超える）または準遠距離（小学校2～4 ^年 、中学校3～6 ^年 ）通学している児童・生徒に対し、路線バス定期券購入費の全額または一部を助成	◎遠距離：全額 ◎準遠距離（小学校） 自己負担月額1,000円を差し引いた額 ◎準遠距離（中学校） 自己負担月額2千円を差し引いた額 ※片道または半月のみ利用の場合、自己負担額は1/2 ※片道かつ半月のみの利用の場合、自己負担額は1/4	個人
就学援助事業	経済的な理由で小・中学校の義務教育を受けることが困難な児童・生徒に対し、就学に必要な費用を助成	対象経費：学用品費、修学旅行費、新入学用品費、オンライン学習用通信費、給食費（中学校）など	個人（オンライン学習用通信費などは世帯）
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校へ就学する障がいのある児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を助成	対象経費：学用品費、修学旅行費、給食費（中学校）	個人

◎高齢者・福祉

☎あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
高齢者等住宅除排雪支援事業補助金	65歳以上の高齢者のみの世帯、身体障がい1・2級のみ世帯が居住する家屋（持ち家に限る）の屋根の雪下ろし、除排雪作業を業者委託した費用の一部を助成	業者に支払った費用の1/2 （上限 住民税非課税世帯：2万円、住民税課税世帯：1万円） ※年度内2回まで	個人
高齢者福祉タクシー事業	満80歳以上の在宅で生活をしている人にタクシー券を交付 ※障がい者福祉タクシー券の交付を受けている人、本人や同居している家族が自動車を使用している人、介護保険施設などに入所中の人は対象外	600円分のタクシー券を1月あたり2枚 ※1回の乗車につき、乗車料金内で最大4枚まで使用可能	個人
家族介護用品支給事業	要介護度4または5に認定された高齢者を自宅で介護している世帯に対し、介護用品を購入できるクーポン券を交付 ※市民税非課税で介護保険料の滞納がない世帯で、月の半数以上を在宅で介護している世帯	月額8千円分	個人
軽度生活援助サービス	日常生活上の援助が必要な65歳以上の高齢者のみの世帯に対し、家周りの手入れ、間口除雪、軽微な修繕に要する費用の一部を助成 ※間口除雪の範囲は、玄関から主要道路まで歩いて通れる幅（落雪の片づけや車の出入りのための除雪は対象外） ※窓掃除は1階のみ	下記の利用者負担を差し引いた額 ◎草取、窓掃除 1時間につき450円（1回2時間で年間3回まで） ◎間口除雪 1時間につき470円（1回1時間以内、回数制限なし） ◎ふすまの張り替え 1枚につき680円（年間5枚まで） ◎障子の張り替え 1枚につき330円（年間11枚まで）	個人
高齢者エアコン購入支援事業	65歳以上の高齢者のみの世帯（身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の人を含む）、居住する自宅にエアコンが1台も設置されていないまたは故障により使用できるエアコンが無い世帯 ※市民税非課税で、税などの滞納がない世帯	エアコンの購入および設置費用の1/2 （上限5万円）	世帯

◎高齢者サロン・認知症カフェ

☎あんしん長寿課 介護予防班 ☎ 30-0103

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
地域生き活きサロン推進事業費補助金	高齢者のふれあいの居場所を開設する人に対し、初期開設費用の一部と運営費などを助成 ①地域生き活きサロン 週1回以上、年40回以上開催が条件 ②あっとホーム 月1回以上、年20回以上開催が条件	①補助率：10/10 ・サロンに使用する建物の整備費用（上限30万円） ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1,400円 ・賃借料（年10万円までの固定資産税相当分または月1万円までの家賃相当分） ②補助率：10/10 ・初年度立ち上げにかかる費用（上限10万円） ・開設1回あたりの運営費1,200円	個人 または 自治会 など
認知症カフェ運営補助金	認知症カフェを運営する団体に対し、事業に必要な経費を助成 ※申請後、書類および現地調査による審査あり ※令和8年度の募集は終了 ※令和9年度の申し込みは、令和8年9月末までに要相談	①備品購入費用 補助率：10/10（上限10万円） ※初年度のみ ②運営費 1回1万5千円 ※年間11回まで ③送迎費 走行キロ数に20円を乗じた額	団体

◎医療・障がい

☎福祉課 地域福祉班 ☎ 30-0238

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
人工透析通院交通費助成事業	じん臓機能障害により身体障害者手帳を持ち、人工透析治療のため通院している人に対し、交通費の一部を助成 ※生活保護受給者や福祉タクシー利用券の交付を受けている人は対象外	通院距離（往復）に応じた助成額 ・5㎞以上15㎞未満 月額1,500円 ・15㎞以上25㎞未満 月額2千円 ・25㎞以上35㎞未満 月額3千円 ・35㎞以上45㎞未満 月額4千円 ・45㎞以上 月額5千円	個人
自動車運転免許取得費助成事業	身体障害者手帳（肢体不自由4級以上、聴覚障害）、または療育手帳を持ち、就労などに伴い自動車運転免許証を取得した人に対し、自動車学校の教習費用の一部を助成	上限10万円	個人

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自動車改造費 助成事業	身体障害者手帳3級以上(肢体不自由)を持ち、就労などに伴い自動車を運転する人に対し、自ら所有し運転する自動車の駆動装置などの改造に要する費用の一部を助成(所得制限あり)	上限10万円	個人
補装具費 支給事業	身体障がい児・者および難病患者などの人が、身体の損なわれた機能を補うための補装具(義肢、装具や車いすなど)を購入または修理する費用を給付	補助率:所定の基準額の9/10 (軽減措置対象者は10/10)	個人
日常生活用具 給付事業	身体障がい児・者および難病患者などの人に対し、日常生活上の困難を改善し、自立支援を促進するための日常生活用具(ストマ用装具、電気式たん吸引器など)を給付	補助率:所定の基準額の9/10 (軽減措置対象者は10/10)	個人
難聴児補聴器 購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入費用の一部を助成	助成率:所定の基準額の2/3	個人
自立支援医療 (更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳を持つ人に対し、指定の医療機関で受けた対象となる医療(心臓や人工関節の手術、人工透析治療など)にかかる医療費の一部を助成		
自立支援医療 (育成医療)	18歳未満の人に対し、指定の医療機関で受けた対象となる医療(手術などにより将来確実な治療効果が期待されるもの)にかかる医療費の一部を助成	自己負担額1/10(原則)を差し引いた額 ※所得により月額負担上限額あり	個人
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する病状にある人に対し、その通院医療費の一部を助成		
障害者訪問入浴 サービス事業	居宅において寝たきりで、自宅で入浴することが困難な65歳未満の身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスにかかる費用の一部を助成 ※介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先	自己負担額1/10(原則)を差し引いた額	個人
障害者移動 支援事業	外での移動に困難がある、障害者手帳を持つ人に対し、移動支援に係る費用の一部を助成	自己負担額1/10(原則)を差し引いた額	個人
障害者地域活動 支援センター事業	障がい児・者に対し、創作的活動または生産活動への参加にかかる費用の一部を助成	自己負担額1/10(原則)を差し引いた額	個人
特別児童扶養手当	身体または精神に中度以上の障がいがあり、日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の児童を養育監護している父母または養育者に対し、手当を給付 ※所得制限あり	1級(重度)月額58,450円 2級(中度)月額38,930円	個人
障害児福祉手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童本人に対し、手当を給付	月額16,560円	個人
特別障害者手当	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の在宅の障がい者本人に対し、手当を給付	月額30,450円	個人
障がい者福祉 タクシー事業	身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の手帳を持ち、在宅で生活している人に対し、タクシー利用券を交付 ※自動車税・軽自動車税の減免、人工透析通院交通費の助成を受けている人は対象外	600円のタクシー利用券を1月あたり2枚 ※じん臓機能障害の人は1月あたり4枚	個人

◎保健・医療・健康

問 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特定健康診査・人間 ドックの費用助成	国保被保険者の40歳~74歳の人に対し、市で契約した医療機関での特定健康診査または人間ドックの費用を助成	◎特定健康診査 全額助成 ◎人間ドック基本型 自己負担1万4千円を差し引いた額	個人
特定保健指導事業	国保被保険者の特定健康診査・人間ドックを受診した人に対し、動機付け支援・積極的支援にかかる費用を助成	全額助成	個人
出産育児 一時金給付	国保被保険者の出産時に一時金を給付	50万円(産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合は48万8千円)	個人
葬祭費給付	国保被保険者の死亡時に葬祭費を給付	5万円	個人
高額療養費給付	国保被保険者の1カ月に支払った医療費が基準を超えた場合に、超えた額を給付(世帯の所得や住民税の課税状況によって基準が異なる)	限度額を超えた額	個人 (世帯)

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
療養費給付	国保被保険者が受けた次の医療費などを給付 旅先などでマイナ保険証・資格確認書を持たずに診療を受けた／手術の輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）／医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代／医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージなどの施術／海外渡航中に診療を受けた など	一度全額負担した医療費などのうち、保険給付相当額	個人
福祉医療費給付事業	乳幼児・小中学生・高校生世代・ひとり親家庭の児童・高齢身体障がい者・重度心身障がい者の医療費の一部負担金を助成	全額助成	個人
はり、きゅう、マッサージ施術扶助事業	65 歳以上の人に対し、指定施術所の施術受療券を交付	1 回 1,000 円の受療券を 3 枚	個人
後期高齢者健康診査の費用助成	後期高齢者医療制度被保険者（施設入居者および要介護度 3 以上の人を除く）に対し、対象とする医療機関での健康診査の費用を助成	全額助成	個人
後期高齢者歯科口腔健診料助成	後期高齢者医療制度被保険者に対し、対象とする医療機関での歯科健診の受診料を助成	全額助成	個人

◎再エネ・省エネ

商工振興課 ゼロカーボン推進室 ☎ 30-0249

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
再エネ推進補助金	①自家消費型太陽光・蓄電池導入支援 自家消費型の太陽光発電設備と蓄電池の導入費用の一部を助成（蓄電池のみの導入は対象外） ②地域向け電源導入支援 民有地や市有地を活用して、かつのパワーを通じて発電した電気を地域に供給するための太陽光発電設備の導入費用の一部を助成 ③木質バイオマス熱利用機器導入支援 薪ストーブやペレットストーブの導入費用の一部を助成	①【太陽光発電設備】 ・個人 7 万円／戸 ・事業者 5 万円／戸 【蓄電池】 ・個人 5 万円／ kWh ・事業者 6 万円／ kWh ※蓄電池の価格（円/kWh）の 1/3 以内 ※ただし、個人は 15 万 5 千円/kWh、事業者は 19 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の設備に限る ②補助率：1/2 以内（上限 1,000 万円） ③補助率：2/3 以内（上限 10 万円／台） ※環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）による	個人 ①～③ 事業者 ①、② ※②は公募により決定。
省エネ高効率空調等導入補助金	30%以上の CO2 削減効果がある高効率空調機器の導入費用の一部を助成 ①高効率空調機器 ②高効率給湯設備	補助率：1/2 以内 （上限 ① 個人 10 万円／台、事業者 50 万円、② 個人 40 万円） ※環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）による	①個人・事業者 ②個人
省エネ家電購入支援補助金	省エネ家電（電気冷蔵庫）の購入費の一部を助成。電気冷蔵庫の省エネ性能が星 3.5 以上であること。	補助率：1/2 以内（上限 10 万円／台）	個人 ※事前抽選により対象者を決定
省エネ照明器具更新支援補助金	省エネ照明器具（LED 照明器具）の更新費用の一部を助成	補助率：1/2 以内（上限 30 万円、下限 5 万円）	事業者

◎起業・商工業

商工振興課 商工班 ☎ 30-0250

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
起業・創業支援事業補助金	①起業・創業支援 計画的に起業・創業する人に対し、起業・創業に要する経費の一部を助成 ◎対象経費 事業拠点費、商品化促進費、宣伝広告費など ②事業承継支援 事業承継（M&A 含む）を行う個人・事業者に対し、事業承継に要する費用の一部を助成 ◎対象経費 事業譲渡費用	①補助率：1/2 以内 （上限 50 万円、移住者は上限に 10 万円上乗せ、商店街空き店舗バンク登録物件を活用する場合は上限に 20 万円上乗せ） ②補助率：1/2 以内（上限 50 万円）	①個人 ②個人・事業者

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
女性若者キャリアアップ支援補助金	40歳未満の市民（女性は年齢制限なし）に対し、資格（第一種運転免許（普通免許を除く）を含む）取得にかかる費用の一部を助成 ※現在就業している人も含む ◎補助対象経費 ①資格取得や検定試験の受験料、資格取得できる講習会の受講料で6千円以上のもの ②介護職員初任者研修課程 ※②は市内の事業所に就職予定の高校生に限る ※1人につき5回まで申請可	補助率： ①1/2以内（上限5万円） ②10/10以内（上限5万円）	個人
産業人材育成支援事業費補助金	中小企業の従業員などに対し、資格（技能系運転免許を含む）の取得のための試験や講習会にかかる費用の一部を助成 ◎補助対象経費 ①受講料（資料代含む）、受験料 ②交通費（ガソリン代除く）、宿泊費 ※受講料と受験料の合計額が1人あたり8千円以上が対象	補助率： ①1/2以内 ②1/3以内 （①②を合わせ法人は上限20万円、個人事業主は上限5万円） ※上限額のうち、運転免許取得分は5万円まで	事業主
企業立地助成金	一定規模以上の地元新規雇用を伴う事業所の新設、増設、移設にかかる費用（①～⑤）、事業の高度化や新分野への進出に資する設備導入に要する費用（⑥）の一部を助成 ◎補助対象経費 ①施設整備費、②土地・建物賃借料（5年以内） ③除雪費（3シーズン内）、④雇用助成（3年以内） ⑤通信回線使用料（3年間）、⑥設備導入費（500万円以上）	補助率： ①1/10 ②10/10～5/10 ③5/10 ④1人につき30万円 ⑤5/10 ⑥3/10 ※企業立地助成金（①～⑥の合計）の上限は、1事業者あたり通算1億5千万円	事業主
求人活動支援補助金	中小企業者の人材確保を目的とする求人情報誌などへの掲載費用や合同説明会出展などの事業にかかる費用、インターンシップ受け入れに係る費用の一部を助成 ◎補助対象経費 求人情報発信経費、企業紹介動画作成費用、合同企業説明会等出展費用、企業紹介パンフレット等作成費用、インターンシップ受入費用 ※事業費の合計が2万円以上の場合に対象。ただし、インターンシップ受入費用を除く	補助率：1/2以内（1事業者につき上限15万円。ただし、インターンシップ受入費用は別枠として上限年間6万円）	事業主
トラック運送燃料高騰対策支援金	市内に本社または事業所を有するトラック運送関連事業者など、運送業を営む事業者（個人事業主を含む）に対し、燃料費の一部を支援 ◎補助対象経費 令和8年1月～3月までに使用した車両の燃料費 ◎申請期限 令和8年8月31日⑤	支援金： ①普通貨物自動車 1万5千円/台 ②軽貨物自動車 4千円/台	事業主
外国人材受入態勢整備補助金	外国人材を活用する企業に対し、空き家や中古住宅を外国人労働者専用の社宅に改修するためにかかる費用の一部を助成 ◎補助対象経費 ・居住する建物に関する修繕費用（車庫や倉庫、外構工事は除く） ・家財撤去費用など	補助率：1/2（上限100万円）	事業主
中小企業DX推進事業費補助金	業務の効率化による労働生産性の向上やコスト削減、新規市場開拓など、DXの推進を図る中小企業などに対し、ソフトウェアなどの導入・利用料、システム開発・関連機材導入、DX化指導のためのコンサルティング経費の一部を助成 ◎補助対象経費 ・ソフトウェアなど導入費用および利用料、システム開発費、システム関連機器導入費用 ・ソフトウェアなど導入に必要な指導を受けるための専門家派遣費、コンサルティング経費 ◎対象条件 女性・若者魅力ある企業づくり支援事業で、中小企業魅力開発アドバイザーから指導を受け、DX実行計画を策定した中小企業者など	補助率：1/2以内 上限額：50万円（下限額20万円）	事業主

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
かつの農業夢プラン 応援事業費補助金	補助対象作物を生産する認定農業者または認定就農者、農業者団体に対し、生産拡大に要する機械・設備などの導入経費の一部を助成 ◎補助対象作物 戦略作物など（大豆、そば、野菜、葉タバコ、花き、果樹）、畜産（草地改良ほか） ※秋ごろに実施する次年度の要望調査において、導入予定内容などの提出が必要	補助率：5/12 以内 （非農家出身の認定新規就農者は 1/2 以内）	認定農業者など
新規就農者研修支援事業奨励金	市内で独立して新たに農業に取り組もうとする人に対し、奨励金を交付 ◎対象者 申請時の年齢が 60 歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる人	月額 10 万円 対象期間：6 カ月以上 1 年以内	個人
アグリフロンティア 育成研修奨励金	県農業研修センター、先進農家などで研修する人に対し、奨励金を交付 ◎対象者 申請時に年齢が 50 歳未満で、研修終了後、市内就農が確実に見込まれる人	月額 10 万円（市外の試験場などで研修する場合は、月額 2 万 5 千円を増額） ※就農準備資金（国庫）の交付対象外の人のみ 対象期間：翌年 4 月から翌々年度末までの 2 年間	個人
農業法人化支援 事業補助金	農業経営を法人化し、認定農業者などの経営改善を図ろうとする農家の法人設立に要した費用の一部を助成	補助率：1/2（上限 10 万円）	認定農業者など
農地集約化 促進事業支援金	農地中間管理機構（農地バンク）を活用し、農地の集約化（①、②）に取り組む地域に支援金を交付 ①地域の農地面積に占める 1%以上の団地面積の割合が 10 ポイント以上増加すること ②集約化目標地図内の農地面積に占める 1%以上の団地の合計面積が 50%以上になること、農地バンクの活用率が一定割合以上であること	①集約化加速タイプ（旧集約化奨励金） ◎基本タイプ 10 ポイント増加 1 万円/10% 20 ポイント増加 3 万円/10% ※上記のほか、大規模集約タイプや誘致団地創出タイプへの支援金あり ②地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金） ◎一般地域（大字錦木、末広） 農地バンク活用率 80%以上 2 万円/10% ◎中山間地域（大字毛馬内、瀬田石、岡田、大湯、草木、花輪、尾去沢、八幡平） 農地バンク活用率 60%以上 2 万円/10% 80%以上 2 万 6 千円/10%	全域が同一の地域計画に含まれる「地域」の個人・団体など
経営開始資金	経営開始時に 49 歳以下の認定新規就農者に対し、経営開始資金を給付 ※前年の世帯所得が 600 万未満の人	年額 165 万円 給付期間：経営開始から最長 3 年	認定新規就農者
新規就農者 経営発展支援事業費 補助金	事業実施の年度または前年度に農業経営を開始した 49 歳以下の認定新規就農者に対し、機械（軽トラを除く）・施設、家畜導入、果樹の新植・改植、機械リース料などの初期投資的経費の一部を助成	補助率：3/4（上限 750 万円） ※本人負担分について融資を受けていること ※「経営開始資金」の交付対象者は、上限 375 万円 ※税込み事業費で 1 台 50 万円以上の対象機械などの導入に限る	認定新規就農者
スマート農業推進 事業費補助金	認定農業者および認定新規就農者に対し、農業の省力化・所得向上を図る以下のスマート農業機器などの導入に係る費用の一部を助成 ① AI 灌水システム、環境測定装置 ② 農業用アシストスーツ、充電式運搬車、水田水管理システム（水田 farmo）、自動操舵システム ※①・②でリース・サブスクリプションの場合は導入に係る諸経費と初年度の料金が対象	補助率：1/2 以内（上限 50 万円） ※税抜き事業費で 1 台 20 万円（②のみ 65 歳以上は 10 万円）以上の対象機械などの導入に限る ※自動操舵システムは、水稲作付おおむね 10%以上（ポイントによる採択・申請期限あり）	認定農業者など

◎農業・ブランド作物

問 農業振興課 ブランド作物推進班 ☎ 30-0243

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
果樹産地基盤強化事業費補助金	無核大粒種ぶどうの栽培を始める農家に対し、育苗ハウス補強資材や生産経費の一部を助成	補助率：1/2 以内(上限 10 万円)	個人・法人
果樹経営承継支援補助金	樹木付きの樹園地を売買や賃貸借により新たに承継する生産者に対し、承継に要する経費(生産にかかる経費を含む)を面積に応じて助成	面積(m ²) 新規取組者 増反取組者 1,000～2,000 10万円 5万円 2,001～3,000 20万円 10万円 3,001～4,000 30万円 15万円 4,001～5,000 40万円 20万円 5,001～ 50万円 25万円	個人・法人
花き周年栽培支援事業費補助金	シンテッポウユリや啓翁桜など花き全般について、新植・増反にかかる経費を助成	露地栽培：6万5千円/10 [㎡] ※啓翁桜は上限20万円	個人・法人
農業生産被害防止対策推進事業費補助金	野生鳥獣や風雨に起因する病害による農作物被害対策として、電気柵や防風ネットなどの設置経費の一部を助成	補助率：1/3 (下限2万円、上限20万円、防風ネットは上限10万円)	個人・法人
かつの牛生産振興対策事業費補助金	かつの牛(日本短角種)の繁殖用雌牛の増頭を図る経費の一部を助成	◎繁殖用雌牛購入 補助率：1/2(1頭あたり上限10万円) ◎繁殖用雌牛自家保留：1頭あたり上限5万円	個人・法人
農業者収入保険加入促進補助金	農業収入保険に加入する農業者に対し、保険料の掛け捨て部分の一部を助成	補助率：【1年目】1/2、【2年目】1/3、 【3年目】1/4(上限5万円)	個人・法人
きゅうり生産スマート化推進事業費補助金	きゅうり生産農家のうち「かつの農業夢プラン応援事業」の利用が困難な農家に対し、自動灌水システム機器および付随する機器の購入および据付に係る経費を助成	補助率：1/3 補助上限：50万円	個人・法人

◎農林業①

問 農地林務課 農地・森林経営班 ☎ 30-0246

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
農業用施設維持管理支援事業	集落などに対し、良好な農村環境の形成や農業生産の向上を図るための農道・水路などの補修用資材(砕石、土のう、通水パイプなど)を支給 ※多面的機能支払交付金および中山間地域等直接支払交付金事業の実施地区は対象外	1団体につき10万円以内	集落、水利組合など
多面的機能支払交付金	集落などに対し、農地や農業用水路などの維持管理、植栽による景観形成といった良好な農村環境の保全活動を支援 ※活動組織の設立、事業計画の認定が必要	◎農地維持支払交付金(草刈・敷砂利など) 10 [㎡] あたり水田3千円、畑2千円 ◎資源向上支払交付金(施設の軽微な補修など) 10 [㎡] あたり水田2,400円、畑1,440円	集落など
森林環境保全直接支援事業費補助金	国・県の補助金を利用して搬出間伐や皆伐後の新植を行う人に対し、市が上乗せして助成 ※作業を請け負った業者が林の所有者に代わって申請などを行う	補助率：国・県の補助率に市が加算 再造林：14 [%] 搬出間伐、下刈り：7 [%]	作業請負業者
林業新規就業者雇用助成金	45歳未満の人を常時雇用契約で1年以上雇用した「秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿」に登録された林業事業者	補助率：1人につき30万円(最長3年)	秋田県意欲と能力のある林業経営者

◎農林業②

問 農地林務課 鳥獣対策班 ☎ 30-0264

名称(事業名)	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
新規狩猟免許取得者確保対策事業費補助金	市内在住の20歳以上の人で、新たに第一種銃猟免許およびわな猟免許を取得する人に対し、取得費用(免許申請手数料・講習受講料・講習受講にかかる交通費など)の一部を助成 ※免許取得後、鹿角市猟友会への入会が条件	◎第一種銃猟免許 県の補助制度による助成額(上限5万円)を差し引いた免許取得に係る助成対象費用 ◎わな猟免許 免許取得に係る助成対象費用	個人
緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金	クマの出没対策として、住宅の周辺にある栗と柿の木を伐採する経費および処分料を助成 ※樹木所有者の許可が必要	補助率：1/2(伐採木1本につき上限2万5千円)	個人

左官職人

求人募集中

フルタイム週休2日制 & パート週休3日制

副業OK 兼業OK 学歴不問 経験不問 空調服支給 電熱服支給

大手ゼネコンの一次下請け実績多数！！
主に大型建築物の左官工事を担当しており
病院・学校・コンビニなど多岐にわたります

Instagram LINE

お問い合わせは
お電話または公式LINE
をご利用ください

株式会社 高田工業

〒0186-32-2502(営業時間:8時~17時)
〒018-5141 秋田県鹿角市八幡平字赤洲191番地1

TAKADA

広告

運動なし・低いリバウンド率で安心の
DNA 検査と分子栄養学に基づいた
体質改善 ダイエットプログラム

たった
3ヶ月で！
-10.8kg
お腹から痩せる！

検査の数値が良くなった！ 薬に頼るのをやめた！
年齢に関係なく出来る無理のない最適なプログラム！
大館鹿角のお客様から嬉しい声が続々と届いています！
お客様の状況に応じて1か月からでも行えます！

初回カウンセリング料金 3,300円のところ 5名様限定！無料でお受けします！

自力では難しい方、迷うより、思い立ったら行動を！
090-2608-4495 ホットベッパー
ビューティーIDが
あれば予約1分で完結

R40 40代からの若返り専門店 脱毛サロン
アールフォーティー イリセスパ内

鹿角市花輪字上花輪 120 青山ビル1階テナントA
(2軒先に専用駐車場があります)

広告

シロアリ対策

羽アリを見つけたら相談を！

シロアリが羽アリになって出てくる時期です。
羽アリは隠れており、年に1~2回、
今時期しか外に出てきません。
住宅が被害にあう前に、家の周りの確認を！

特徴！体の2倍くらいの
大きな羽。お風呂などの
水回りに出やすい。

長期間害虫を寄せ付けない！

害虫ブロック

持続期間:3ヶ月 人畜無害の安全性

一般住宅 30,000円程度 住宅 商業施設 工場

カメムシにも効果を発揮！
ゴキブリ・蟻・ムカデ・蟻・蜘蛛などあらゆる害虫に！

お問い合わせ Instagram

東北環境消毒有限公司
大館市有浦 4丁目 5-30 TEL 0186-49-3951

広告

ホテルでの「ご法事」 承っております。

法事後のお斎、年忌法要のご会食、懇話会等、
ホテルならではのきめ細やかなサービスと、
美味しいお料理でもてなさせていただきます。
折詰弁当やお料理の配達も承っております。

法事料理
7,700円(税込)~11,000円(税込)
お子様料理もご用意しております。

折詰弁当
4,320円(税込)~5,400円(税込)

ご要望に応じたオリジナルメニュー
や、ご予算に応じたメニューもご用
意させていただきます。どうぞご遠
慮なくご相談ください。

ご法事に関するお問い合わせ先
感動 鹿角パークホテル
感動鹿角パークホテル
TEL 0186-22-1189 / FAX 0186-22-1192
〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字塚向30番1

広告